

平成29年第3回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成29年 9月 5日  
本日の会議 平成29年 9月 6日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君  
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君  
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君  
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

11番 喜々津 英世 議員

12番 山口 憲一郎 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時06分



○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外に渡っての発言は出来ない事を申し添えます。

通告順1、山口憲一郎議員の①町の教育政策についての質問を許します。

12番、山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。1番バッターでございますけども、非常に緊張しておりますけども、頑張りたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。今回、私は町の教育政策について質問させていただきます。少子高齢化が進展する中で、これからの未来を担う子供たちの健全な育成は町の重要な政策であります。第9次総合計画でも、まちづくりの主な課題として学校教育の充実が挙げられており、一層の充実強化が望まれるところであります。しかしながら、現状は想定しないような事件や事故が多発し、潜在的な事案を含むいじめや体罰など子供たちを取り巻く環境は悪化しているのではないかと危惧されます。本町においては、様々な視点から子供たちの安全安心を最優先に、効果的な教育政策が推進されることと思われませんが、町の実態について質問をいたします。

1、町の子供たちの安全安心について。2、長与町の教育方針について。3、学校の児童数について。4、学校における男女共同の考え方について。5、児童を取り巻くメディア情報への対応について。

以上、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。では、山口議員の質問に対してお答えいたします。

まず、1番目1点目の町の子供たちの安全安心についての御質問にお答えします。想定出来ないような事件・事故への予防措置として、小中学校ごとに地域安全ボランティア、PTAによる登下校の見守りを行っていただいております。また、各学校では火災や不審者対応等の避難訓練も実施しております。いじめにつきましては町教育委員会と各学校でいじめ防止基本方針を策定し、この方針の元に防止に向けた実践を行っております。本年7月下旬に長崎県いじめ防止基本方針が改定されました。これを受けて本町でも改定作業を現在進めているところでございます。体罰につきましては、学校教育法により固く禁じられている行為です。体罰を起こす事が無いよう、校長から全ての教職員に指導が随時行われるよう指導を重ねているところでございます。

2点目の長与町の教育方針についての御質問にお答えします。長与町教育委員会では、

長与町教育方針並びに長与町教育努力目標を基盤として教育行政を進めております。長与町教育方針の中でも就任以来、特に次の2点に力を注いでおります。一つは学校、家庭及び地域住民が互いに手を携え、町民挙げて子供たちを健やかに育むと共に、生涯に渡って学び続ける事の出来る長与町を目指したいということでもあります。

もう1つは、教育に携わる教育者の資質の向上であります。もう少し具体的にお話をさせていただきますと、教育大綱の基本目標にあります心を育む教育と文化の創造として、たくましく豊かな心を持つ青少年の育成、歴史文化を守り育て芸術と生きがいを育む地域づくり、互いを尊重し合う社会づくりを目指し、教育の町ながよの実現に取り組んでいるところでございます。

3点目の学校の児童数についての御質問にお答えします。小学校の児童総数は2,377名、中学校の生徒数は1,243名、合計3,620名でございます。

4点目の学校における男女共同の考え方についての御質問にお答えします。人間には男女の性差が存在します。性差は生物学的区別です。教育においては男女が分け隔てなく、お互いの良さを認め合い、個性を尊重し、協力、共同して取り組む活動を展開することが大切だと考えております。

5点目の児童を取り巻くメディア情報への対応についての御質問についてお答えします。各学校では、いくつかの視点からメディア情報への対応について児童生徒に指導すると共に、御家庭に協力をお願いし、インターネットなどの利用に際しては御家庭でフィルタリングや時間制限、利用する児童生徒には情報について判断する力やネット被害から自分を守る方法について、発達段階に応じた指導をしております。また、心身を守る為にネット依存にならないよう指導を積み重ねております。更にSNSを利用したいじめにも予防と注意を促してまいります。なお、ゲーム依存についても、昼夜逆転等による健康被害、不登校の要因が考えられる為、児童生徒のみならず家庭に対して指導と協力を依頼すると共に、各PTAにおいても家庭教育学級などでスマートフォンやインターネット、ネットゲーム、電子ゲームの利用を考える講座等を開催していただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ただいま回答いただきましたけども、順を追って再質問をさせていただきたいと思えます。最初に子供たちの安全安心についてでございますけども、子供たちの安全安心の観点から、先程も回答の中に詳しく説明もあった部分もありますけども、今回は特に私は体罰、児童虐待、いじめについて質問をさせていただきます。

この問題は社会的にも大きな課題でありまして、常に意識し、継続した施策が必要と思われまます。本件につきましてはこれまでも何度か質問があつておりますが、長与町としても体罰、児童虐待、いじめの無い環境づくりに積極的に取り組まなければならない

重要な課題とっております。そこで、この3つに対して町の基本的な考え方をお聞かせいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘の通り、教育現場において、この3つの事につきましては決して有ってはならない事だというふうに認識をしております。これは各家庭あるいは地域、そして諸機関と連携をしながら根絶をしていくというふうな基本的な考え方で取り組んでいく所存でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

体罰、児童虐待、いじめの根絶は子供の安全安心の観点から最優先で取り組むべき課題とっております。特に今も答弁が有りましたけども、家庭との連携が重要と思われまますけども、再度、詳しくどのような取組をなされているのか、質問させていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、体罰におきましては年に1度各家庭から、保護者向けのアンケートとして体罰の実態が無いかという事で調査をさせていただいております。児童虐待につきましては家庭からの連絡という事がなかなか難しゅうございます。これは諸機関並びに地域の方、民生委員の皆様方からの情報を基に、その情報を受けて家庭と連携をして、これが無いようにということで進めております。また、いじめについてですが、いじめの疑いがある、あるいはいじめが有ったというふうなケースにつきましては、すぐに家庭の方から連絡をいただくような事で進めていくというふうなことをやっております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今、家庭の連携として答弁をいただきました。各家庭と共に連携を取っておられますけども、父兄を代表するPTAとの取組も重要かと思えます。答弁の中でもちょっと重複する点もあると申し訳ございませんけども、PTAとの取組も重要かと私は思うんですけども、ちょっと詳しくその辺の考え方を教えていただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、もう御指摘の通り、PTAの皆様方との連携というのは大変重要です。何が一番重要かと申し上げますと、1つは情報をたくさんいただく事が、まずこういった事の防止につながる事だというふうに思っておりますので、こういった点で情報をいただくという点での連携を1点図っております。それと予防という点では、こういった事を未然に防止しなきゃいけませんので、そういった点でも御家庭だけではなく、御家庭の集まりとしてのPTAでいろんな研修を行いながら、これを未然防止していくというふうな事に取り組んでおります。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。それから子供の見守りでは、多くの地域の方々に、先程も有りましたけども支援をいただいております。しかしながら体罰と児童虐待、いじめについては、地元の方々との連携はどのようになさっておられるのかをお尋ねをいたしたいと思えます。地域の支援者にも情報を提供して、防止への協力をお願いすべきだと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

地元の方の連携につきましても、まず児童虐待につきましても、先程も申し上げて重なるかもしれませんが、地域の方々の情報が最大の情報でございます。そういった点で、民生委員あるいは主任児童委員の御協力をいただきながら進めているというのが現状でございます。また、体罰あるいはいじめ等につきましても、各学校には学校支援会議という会議がございますが、その中に地域の方に来ていただいております、地域の方々の情報をいただいたり、あるいはこちらからの情報発信をしたりというふうな事で連携を図っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

小学校のいじめについて政府統計では、24年度が11万7,000件、25年度11万8,000件、26年度12万2,000件、27年度15万1,000件と、年々増加をしております。町の現状では増加に至って無いのかなと思うんですけども、全国的には増加傾向に有る訳であります、長与町において潜在的ないじめも有るのではないかと懸念するところもありますけども、実態はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

いじめの実態につきましては、毎年調査をかけております。いじめ並びにいじめの疑いがあるものにつきましても、全て報告をするようにという事でやっておりますが、この3年間についてその数をお話いたしますと、平成26年度が小中学校合わせて73件、27年度が31件、28年度は21件ということで上がっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

結構有っておりますけども、いじめの問題は本当に深刻でありまして、自殺など最悪な事態の報道が頻繁になされている訳であります。事例の多くがいじめを認識しなかったとのケースが多く、難しさを物語っておりますが、長与町はどのようないじめ防止対策を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

いじめの防止策につきましては、まず平成26年度に策定をいたしましたいじめ防止基本方針にのっとり、各学校で防止策に取り組んでおります。いじめにつきましては、まず発見が大切だと思いますが、各学校で月1回のアンケートに基づいて、いじめの発見というのを行っております。更に全ての学校に相談員を配置しておりますが、相談員の方に持ちかけられる相談等も含めて、あらゆる方法で情報を仕入れるという事を行っております。更に先程、教育長の答弁の方にもございましたが、SNSという閉ざされたインターネットを使った所でのいじめというのも現在、全国的に問題になっておりますが、この件につきましては家庭教育学級等でこういったものの発見についてどのような視点を持てば良いかという事で、PTAと一緒に考えるような場を持っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ちょっと具体的に聞きたいと思っておりますけども、アンケート等いろいろしておられますけども、いじめを見た時の子供の対応という事で、1位が小中学校、高校とも関わらないようにしている。普通、そうかなと、私自身もそう関わらないようにするのかなという思いはしますけども、そういったアンケート結果が出ておる訳であります。そして、その後で先生に話したというアンケートは小学校では4位、中学校では6位という事があります。こういう事もアンケートで調査されたのかは分かりませんが、長与の小中学校はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）



金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

いじめを見た生徒、いわゆる傍観者の生徒がどのような行動を取ったかという事については大変申し訳ございませんが、その調査は行ってはおりません。しかし、そのいじめの、先程申し上げました発覚につきましては周囲の子供たちの通報によるものも有りますので、全員がいわゆるそれを見て見ぬふりをするような傍観者ばかりでは無いというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

いじめについて、今の先程の質問の流れ的に、教員と児童の間には何か壁みたいなものが有るのかなとも感じるアンケートじゃないかなと私は感じたんですけども、実態はどうなんでしょうか。長与町においては教員と児童の意思疎通はうまく図られているのか。状況をお伺いできればと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

中学校の多くの学級では生活の記録という毎日の記録の中に、自分の考え方、子供たちの考え方を書いて、担任の先生にそれを毎日提出し、そしてそれに担任の先生がコメントを記入して返すというふうな事で意思の疎通を図っておりますが、この中で、いじめ、あるいはいじめの疑いが有るという事の発見があったケースもあります。また、小学校の方では、ほとんどの学級で先生方がそこについておりますので、観察あるいは日記等によって、意思疎通を図っているというふうなところが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。次に体罰について質問をさせていただきます。体罰は本当に有ってはならない問題でございますけども、体罰防止について教職員の管理はどのように行われているのか、また長与町は体罰についてどのような実態把握を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

体罰につきましては年に1回の調査、先程、保護者の方もというふうなことで話をいたしました。教職員、保護者そして生徒を対象に年に1回アンケート調査を実施しております。そのアンケート調査を基に疑いがあるものについては管理職が全て面談をし

て、その実態を把握するというふうな事をしております。また、それのみではなく随時、体罰あるいは体罰に思われるような事があるのではないかということについては情報が上がってくるように、情報を各学校で密にするようにしておりますし、学校でその件が上がってきたケースについては全て教育委員会に報告をするようにというふうなことでの体制を取っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

少し体罰とはちょっと異なりますけども、教師の言葉や態度によって傷ついている児童の報道がよくなされておりますけども、長与町ではこのような事は発生してないのか、質問させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この件につきましては、本年度、このような事例については報告を受けておりません。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

例えば事故に遭えば良い、飛びおりろなど体罰ではありませんけども、教師による不適切な言葉がよく報道されておりますけども、町の学校ではこのような言葉による問題が起きないように、是非気をつけていていただきたいとお願ひしたいと思います。

それから次に児童虐待についてですが、児童虐待はなかなか判明しにくい問題であります。保育園や幼稚園、学校や地域の連携と協力も必要かと思われ。長与町の事例は少ないかもしれませんが、昨今の新聞では重大な結果が報道されており、心を痛めるところがあります。特に児童の虐待については、行政としてどのような防止策をとっておられるのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

小中学校との連携なんですけれども、年に1回は必ず町内全ての小学校、中学校、保育園、幼稚園、子供園の方に訪問をさせていただきまして、役場だけではなく、福祉事務所、主任児童委員と共に訪問させていただきまして、虐待に限らず気になるお子さんの情報交換というものをさせていただいております。それから虐待の防止ってことですけれども、低年齢化がすごく進んでおまして、例えば小中学校になりますと本人の方からもいづらか聞き取りが出来ますけれども、特に乳幼児期っていうのが本人の方からはなかなか発言も出来ないというところで、保育園、幼稚園の方の見守りも含めて

お願いをしているところですし、例えば妊娠届があった時、後、産婦人科との連携、生まれる前から気になる御家庭ですとか、リスクの高い妊産婦等についてもこちらの方からお声かけをさせていただいたり、訪問したりという事で子供に関わる支援機関全体との連携というものをさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

学校、保育園とも連携を取っているということでありますけれども。これは児童虐待に対する相談として、町のホームページでは児童への虐待、いじめまたは児童の不登校は、非行等に係る要保護児童の発生予防、早期発見、早期対応及びその適切な保護を行い、地域で安心して子育てが出来る支援体制として関係機関の連携により組織的に対応していますとされており、長崎こども・女性・障害者支援センターが載せてありますが、町は実際問題としてどのように連携を取って解決していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

虐待に関する相談ですとか通報というものは、町の方に入ってきたり、児童相談所の方に入ったりいたします。まず町の方に相談があった場合にはその御家庭に関する情報収集をさせていただき、必要に応じて御家庭の方に介入をしていくという事もございます。そこになかなか解決の糸口が見出せない場合ですとか、そういう時には児童相談所あるいは福祉事務所、あるいは西彼保健所の方にも連携を取らせていただいて、アドバイスをいただくということになってまいります。児童相談所の方へ通報があった場合にも、まずは町の方に連絡が入ってきて現状がどうなのかというところを聞かれたりというのがございます。まずは相談を受けた側が主たる見守りをする機関という事で、お互いに連携を取りながら、情報交換をしながら対応しているような状況になっています。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

次に、これは8月18日の新聞に報道をされておりましたけども、厚生労働省は児童相談所が対応した児童虐待が12万件を超える過去最悪と発表いたしました。長崎県でも655件と最多更新となり、15年度に比べて34%増加しているということです。報道を受けての対応として、長与町としてもこの増加を受けて、特別な対応を考える必要があるのではないかと思いますけどもどうでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

防止対策という事ですけれども、先程もちよっと重なりましたけれども、もう妊娠届の時から、まずはお気持ちを、妊娠した時の気持ちがどうだったかっていう事を聞いたりと、周りに支援者がいるのか、生んだ後、どこで子供をまずは保育をするのかとか、そういうところの聞き取りを細かく行ってきます。そして必要に応じてこちらの方から家庭訪問をさせていただいたりということになってまいります。後、講座名は申し上げられませんけれども、虐待防止プログラムを取り入れた講座というものを開催しております。気になる御家庭のお母様にはそちらの講座の呼びかけをさせていただいて受講していただき、子供を育てる喜びですとか、保育に前向きに取り組んでいただけるような講座の方に参加をしていただいたりということを行っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。それから町に児童委員ってありますよね。その児童委員は、児童虐待へ対してどのような役割を持っておられるのかですね。そして、実際に児童虐待防止について対応をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童委員の役割としましては、児童福祉法にきちんと定めてありまして、地域のお子さんですとか、妊婦、妊産婦については地域の方できちんと把握を、まずはましようという事が定めてあります。その中で後、地域における健全育成活動への協力推進を行いましようとか、後、気になるお子さんについては通報義務、通報義務については国民全員にある訳なんですけれども、特に町とか児童相談所の方にいろんな情報提供をする義務というのを負っております。あるいは町ですとか、児童相談所ですとか、福祉事務所の方から気になる家庭の調査の依頼をした場合には協力をする事ってということがだいたい謳われているので、民生委員児童委員の協議会の月1回、定例会がございますけれども、その際にもこちらの方からも年1回は出向いて、児童委員としての役割についてはお話をさせていただいているような状況です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それでは次に、先程の質問とちよっと異なりますけれども、通学道路の安全確保の観点から質問させていただきます。緑が丘団地から洗切小学校へ通学については、途中、踏切があったり国道越えがあったり、更に狭い通路もある為、これまで危険視されてきました。更に緑が丘団地からの通学児童が増加しておるんです。これは私たち地元の人間としては非常に喜ばしい事でもありますけれども、通学路の対応を望む声が出ております。

この辺は、町はどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。御指摘の道路につきましては、県道から緑が丘方面への階段、こちらの方の延長が約440メートルございます。これの約半分の部分が幅員が約4メートルでございまして、ちょっと工法を考えまして、学校機関、関係各所とちょっと連携を取りまして、どういった方法が良いか、こちらの方を考えて対応をさせていただきたいというふうに考えております。それと県道側につきましては、今現在、長崎振興局の方に要望をいたしまして、歩道がちょっと危ないので、それの方の改良の方を現在要望しているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

前向きな言葉をいただきまして、是非そういった対策を取っていただきたいと。ここで是非するという言葉を聞きたいんですけども、現場もよく見ながら検討していただければと思います。

これはもう学校の方にちょっと質問させていただきますけども、今後児童増加については、どのようになっていくのかですね。それと学校バランスについては後程お聞きしますけども、緑が丘からの児童が増加する中で、増加に伴う通学路の危険防止対策が必要と思われましても、教育委員会はどのように考えておられるかお伺いをいたします。もう別に管理課が検討するという事でもありますので聞かなくても良いんですけども、一応学校の考えとしてお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、今後の緑が丘団地から洗切小学校に通う児童の推測でございしますが、あくまでも推測でございします。これは現在とほぼ数は変わらないというふうに考えております。学校としての、あるいは教育委員会、学校教育課としての対応につきましては、現在御指摘の横断歩道につきましては、学校関係者あるいはPTA関係者での見守りを行っております。また新入学児童につきましては、一定期間集団登校をすることということで、安全に登校する方法を上級生が教えていくというふうな取組をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

子供の安全安心の確保は本当に大人の責任であります。行政も大きく関わる重大な問

題であります。特に社会的課題である体罰、児童虐待、いじめについては教育の町ながよとしては一件も出さないように強い意思で取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。長与町の教育方針についてですが、第9次総合計画や29年度の町長施政方針の中で、家庭の教育力の向上として家庭教育10か条の啓発に取り組んでいくとされております。具体的にはどのように普及し、推進を図っていくのか質問をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

家庭教育10か条の推進につきましては、小学生の新生児に対しましてクリアファイルの配布を行っておるところでございます。また今、私がしておりますけども缶バッジを作成しまして各講習会等で配布をいたしまして周知を図っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

多分、私が持っている資料だと思いますけども、素直で元気な長与っ子を育むためにと題して作成されている家庭教育10か条については、非常に良い内容であります。是非浸透させていただきたいと思いますが、これは一般的にあまり知られていないのが現状じゃないかなと思うんですけども、もっと積極的に、せっかく良いのを作ったんだから積極的な取組が必要じゃないかなと思いますけども、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

家庭教育10か条の周知徹底なんですけども、先程、課長の方からもいろいろありましたけども、学校の近くとかにのぼりを立てさせていただいたり、10か条のパンフレットのものを家庭の冷蔵庫に貼ってください。そして皆さんで10か条を家庭で育ててくださいという形でPRをさせていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

実際の資料がこれですよね。項目は非常に良い事が本当に書いてあるんですよ。是非家庭でも理解してもらいたい内容となっております。皆で考える内容として29年度の施政方針にわざわざ記載しているとは思いますが、せっかくならもっと積極的に活用すべきだと思っております。またホームページには、こうして1項目ごと1ページの補足がされており、分かりやすく効果的な資料となっておりますので、補足資料も含めてや

はりPTAやコミュニティ活動に活用してはいかがなと思いますけども、これは提案ですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

家庭教育10か条のPRといたしまして、私どもがいろんな会議等をさせていただいた時に、裏表紙にこういう形でコピーをつけて資料として配付したり、そういう形で、出来るだけ皆さんの目に触れるような形を、今とっているところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それではちょっと時間ございませんので、3番目の学校児童数についてお伺いをいたします。町内の小学校、中学校の児童数のアンバランスについて、小学校については、現状では最大約680人の差があります。長与小学校が数字ちょっと間違いかもしれませんが、私の調べた時は919人、洗切小学校が239人ということで680人、中学校でも最大208人の差があります。これは長与中学校の534人、高田中学校の247名、この学校間の児童数の差は教育上、問題無いのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

各学校には人数も含めていろいろな教育課題というのは有るというふうに認識をしております。議員御指摘のとおり、児童生徒数もその1つだというふうに考えております。多くの児童生徒が在籍する学校では、その数の割合でやはり様々な課題がございます。そして児童が少ない学校につきましては学校行事であるとか、あるいは中学校部活動の数であるとか、こういった事に課題が有るかなというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

少子化が進む中で、この傾向はどのように変わっていくのかなという思いもしておりますけども、また今後アンバランスについて教育委員会等どのように対処していくのか。この辺をお伺い出来ればと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まずアンバランスへの対応ですが、5年後の児童生徒数の推計について申し上げますと、長与町全体としましては、小学校は少し増えるというふうな状況でございます。中

学校の生徒数は5年後、現在に比べて90名程減になる見込みでございますが、この事によって授業が出来る教室が不足するというふうなことはございません。また学校運営上支障が生じるということも想定をしておりますので、この微増、あるいは90名減で特段の対処をするというふうなことは考えておりません。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。学習については余り問題は無いのかなと思いますけども、例えばいろいろな行事の中で多くの児童を抱える学校と少ない人数の学校では取組方が異なり、生徒にとっては差が出てくるのではないかと思います。例えば運動会を例にとると、長与小学校の1児童当たりの参加種目と洗切小学校の1児童当たりの参加種目数は大きく異なってくるのではないかと私は思うんです。この場合、運動を通じての教育効果が異なっていないのかなと心配するところもあります。それと他の行事等も同様な事が言えるのではないかと思いますけども、その辺の見解をお伺いできればと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘の通り、運動会の個人競技の参加種目数につきましては大きい学校は少なくなります。小規模の学校は、それに比べて多いというふうに認識をしております。ただし、各学校におきましては、そういった事に参加する機会を多くする為に、集団の種目を工夫したりということで、出来るだけ出場の種目あるいは体験の時間が同じようになるように工夫をしております。他の行事につきましても、その数の差によって体験がひどく差が生じないような取組をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

学校の児童数の差は地域の事情もある程度は理解できますが、現状でのアンバランスが続くことについては、平準化を図る努力が必要であると私は思います。学校間の児童数の差で子供たちが不都合を受ける事が無いようお願いをしたいと思います。

次の質問に行きます。次に学校における男女共同の考え方について再度質問させていただきます。学校における男女共同の考え方について、総合計画の中では学校における男女平等教育の推進。こうされておりますが、具体的にはどのような事を推進しているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）



これはほとんどの教育活動におきまして、機会についても環境についても出来るだけ平等になるようにということで、実践あるいはそこで教育活動を行っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それから学校における男女平等教育に関して、国や県からはどのような指導、指示があつてるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず学校につきましては、法令に基づいて学校教育を行うように指示をされております。学校教育法の第2条に学校におきましては正義と責任、男女の平等そして自他の敬愛と協力を重んずると共にというふうに学校教育の方法が書かれております。こういった所からして、男女の平等というのは教育上重要な位置付けになっているというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ちょっと個人的に気になる事なんですけども、名前を呼ぶ時、最近男女を問わずさん付けとなつておる訳です。別にこう悪いっていう意味じゃないですけども、私自身、個人的に違和感を覚えるんですけども、この件については学校としてはどのように指導されているのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

全ての学校でさんというふうに統一して呼ぶのか、あるいは男子に君、あるいはさんというふうにして呼ぶのかっていうことを統一はしておりません。これは学級担任の方にそれぞれ任せて、どのような呼称を付けるかっていう事については行っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。次に学級の名簿も全て男女混合などとの考えもあるようでございます。町はどのように考えているのかお伺いをいたします。私自身は男女で異なる授業もあり、使用しづらい所もあるんじゃないかなと思ったり、名簿の男女混合が本当に男女平等に繋がるのかなっていう思いもしておりますけども、その辺の見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず男女混合名簿の御指摘ですが、本年度長与町では男女混合の名簿は使用しておりません。名簿につきましては授業や行事、あるいは様々な事務等で利用するということになっております。この名簿につきましては、議員が御指摘の通り、例えば男女別に使用するという想定がされます。1つは、全ての学年におきまして、身体の計測、身体測定とも言ったりしますが、こういったところは男女別に行いますので、こういったところでは男女別の名簿が必要でございます。中学校の3年生は進路指導という大変重要な事務がございます。これにつきましては、ミスをするっていうことは決して許されるものではないでございます。この進路指導の際に志願者名簿というのを作成いたします。受験をする時の名簿でございますが、これは男女別に作成をしなければなりませんし、ここで送られるさまざまな成績等のものにつきましても、男女別に送らないといけません。これが男女の混合の名簿にして、万が一ここでミスがあると大変重要な問題になってまいりますので、そういった意味も含めまして、男女別の名簿を利用させていただいている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

男女平等は当たり前の事として捉える必要があり、考えも大きく変化してきた事は本当に喜ばしい事と思っております。女性の活躍の場が多くなる事は有益な事と歓迎をいたしますが、一方では男の特性、女性の特性をよく理解し、お互いに尊重し合ってこそ真の男女平等と言えるのではないかと私は思います。学校教育においてもぶれない対応を強くお願いして、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、児童を取り巻くメディア情報への対応についてですが、答弁の中にもある程度述べられていたかもしれませんが、重なる点もありますけれども、再度、質問をさせていただきたいと思っております。テレビからの過剰な情報、スマホやタブレットなど子供たちがのめり込むような日常環境について、学校はどのように捉えておられるのかお聞きをいたします。言葉遣いや態度にも大きな影響を与えているのではないかと思います。低学年からの日常的なメディア生活は子供たちの健全な成長にも悪影響を及ぼすのではないかと懸念されるところではありますが、学校においても、具体的な取組が必要ではないかと思うんですけれども、見解をお聞かせいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず子供の発育発達におきまして、メディア漬けの状況というのは決して良い状況で

は無いというふうに判断をしておりますし、その事が様々な良くない方の影響を与えるという報告もかなりございます。そういった点でその状況は避けるべきだというふうに思ってます。その点で、子供たちが自分自身でそういったメディア、テレビにつきましても、スマホあるいはインターネットの利用等についてメディアをコントロールする力を自分で付けて行くというふうな方向で、取り組まなければならないというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。それからノーメディアデーなども設けてありますよね。各家庭での子供たちの情報に関する把握は学校としてどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校においては、各学校の回数はまちまちですが、メディアの利用がどのような状況であるかっていう事を時間も含めて調査を行っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

これは家庭におけるしつけの範疇に負うところが多い事は当然だと思っております。正常な学校教育を阻害する要因になりかねない問題でありますので、家庭との連携も取っていかねなければならないと思いますけども、家庭との連携はどのように取っておられるのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、それぞれのPTAで家庭教育学級という学級が開催しておりますが、そこでメディアのコントロールをするというふうな事、あるいはメディア漬けを避ける為の方法についての研修会を開いておるところでございます。また、各それぞれの学校につきましては、学校から発出をしております学校だよりあるいは保健だより等でこういった状況についての啓発を行っているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

学校の取組は、家庭も含めて様々な方法を取られている事には敬意を表したいと思えます。夏休みが終わったばかりですが、小学校の1年生には、こうして夏休みノーメデ

ィアチャレンジカードとして、絵入りの分かりやすい取組がなされておりました。学校での地道な取組は必ず成果が出るものと思われます。父兄や地域も子供たちの健全な成長に向けて有益なメディア活用に協力していかなければならないと思っております。学校当局の指導に期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時26分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、竹中悟議員の①都市計画道路西高田線完成の目途について。②榎の鼻土地区画整理事業内散策道路の利用についての質問を同時に許します。

16番、竹中悟議員。

○16番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。それでは、質問をさせていただきたいと思ひます。

まずもって去る6月、7月の豪雨災害で被災をされました各県の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思ひますと共に、早期の復興をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。都市計画道路3、4、41、1におきましては、平成8年都市計画法により全長1,380メートルの計画決定がなされ、平成15年事業認可区間1,270メートル、総事業費46億860万円、事業期間平成21年度までの完成と想定していましたが、既に21年が経過をし、財政状況の厳しさから平成31年度までの事業期間の変更を行っているところであります。今回、組合施工榎の鼻土地区画整理事業の完成により640メートルの開通は出来たものの、交通渋滞はますますひどくなり、道路構造にも問題があると感じます。そこで質問いたします。

まず1つ目、現状の進捗率はどうなっているのかお尋ねをいたします。年度別の構想を示していただきたいと思ひます。2つ目に事業計画は予定通り進捗しているのかお尋ねをいたします。3つ目、担当課における職員数並びに職員の配置に問題は無いのか、質問をいたします。4つ目、29年度開通部分640メートルでの道路構造に問題は無いのかお尋ねをいたします。5つ目に現状の交差点が5つ有る訳でございますが、交差点の安全対策についてお尋ねをいたします。6つ目、旧西高田線につきましては歩道がほとんどありません。通学路についても今、困った状態でございますが、と共に北陽台のバス停におきましては、生徒が路上にはみ出す状態でございます。解決策を示していただきたいと思ひます。7番目は高田踏切からの渋滞状況は把握をされているのかお尋ねをいたします。

大きな2番目といたしまして、榎の鼻土地区画整理事業内散策道路の利用について、お尋ねをいたします。1番目に散策道路が有りながら、何故散策道路の締め切りをして

いるのかお尋ねをいたします。2つ目に今後の利用は考えないのかということで、質問をさせていただきたいと思います。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。竹中議員の都市計画道路西高田線完成の目途についてということでございまして、1番目1点目の御質問の現状の進捗率につきましてでございます。平成28年度末の事業費ベースで57%の進捗状況でございます。また、年度別の構想でございますが、西高田線につきましては都市計画決定の見直しを予定しております、現在変更の素案を作成しているところでございます。今後、この素案を地元にお示しするなど、都市計画の変更手続を進めていきたいと考えております。都市計画決定の変更後、事業認可の変更を経まして、沿線の用地買収へと進んでいく予定でございます。

用地買収が伴う為はその進捗状況によりましては、遅れも生じて来ようかと思われまますので、確定した年度末計画は現時点でのお示しは出来かねますけれども、早期完成を目指して事業の推進を図ってまいりたいとそうように考えております。

次に2点目、事業計画は予定通り進んでいるのかと、そういった御質問でございますけれども、議員が御指摘の通り当該路線は平成8年度に都市計画決定を行いまして、平成15年度に平成21年度までの事業認可を取得し、事業を開始したところでございます。その後、進捗が遅れまして、平成21年度には事業認可期間を10年延伸しまして、平成31年までとしたところでございます。これまでの進捗と残された事業を考慮しますと、事業の進捗が遅れているとの認識をしているところでございます。

3点目の担当課における職員数並びに職員の配置についてのご質問でございます。職員の配置につきましては適正な職員の増員や配置、また、職員の適材適所となるような人事を行っておるところでございます。そして、また平成24年度から平成28年度におきましては新たな技術系職員を5名採用しております、都市計画課も含めまして必要な部署に配置をいたしておりますので、職員数並びに配置につきましては足りているものと考えております。今後とも職員の配置等々につきましては、全体の業務などを勘案しながら状況に応じた適正な配置に努めてまいりたいとそうように考えております。

続きまして4点目でございます。29年度開通部分640メートルでの道路構造に問題がないのかの御質問でございますけれども、西高田線は第4種第2級、設計時速40キロメートルの道路規格で設計された道路でございます。本路線は設計に当たりまして、技術的基準でありますところの道路構造令を準用した長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例等に定める基準を満足したものとなっております。従いまして、供用をした部分の道路につきましては施工も設計通りに完了したところでございます。

続きまして5点目の現状の交差点安全対策についての御質問でございます。西高田線

新設区間の出口につきましては警察との協議で、旧道を優先道路とするよう指導を受けました。その結果、現状の線形となっておところが現状でございます。今後は用地買収などを進め、新道優先となるよう改良を行いまして、早期に安全性の向上を図っていきたくて考えております。また、並松線との交差部につきましては信号機設置について実現しておりませんが、町としましても信号機の必要性は十分に認識をしております。その事から県警に対しましても、今後とも引き続き要望をしまいたいとそのように考えております。

続きまして、6点目の西高田線については、歩道がほとんど無い。通学路、バス停は北陽台生徒が路上にはみ出している状態である。解決策を示せとの御質問でございます。この計画では車道の両側に歩道を確保し、バスベイも設置することとしております。地元自治会からも御要望をいただいているところでございますので、1点目で申し上げました都市計画決定の変更を踏まえながら、早急に拡幅工事に着手をしまして、歩行者などの安全を確保していきたくてそのように考えております。

次に7点目の高田踏切からの渋滞状況は把握しているのかの御質問でございます。高田踏切を含めた路線全体におきまして、新設区間開通前の平成27年5月と開通後の平成29年7月に交通量調査を行ってまいりました。役場方面から踏切へ向かう片側の方向でまず見ますと、踏切からの渋滞の長さは朝8時から9時の1時間が最も長く、最大170メートルございました。開通前の渋滞の長さは計測しておりませんが、通過車両を比較しますと、開通後は1時間当たり220台通過をしまして、開通前と比較しましても、62台程増加をしましております。また、夕方時におきましては17時から18時の1時間がもっとも長くございました。最大200メートルで、車両はこの1時間当たり248台が通過をしまして、開通前と比較をしましますと79台の増加となっておるところでございます。

渋滞の要因として考えられます事は、まず、1つに交通量が増えたこと。それに加えて、現状の高田踏切は路側帯を除く幅員が4.9メートルと言った具合に大変狭く、大型車の離合が困難であります。また、踏切による遮断も原因ではないかと考えております。踏切も併せまして歩道の設置と車道の拡幅を行う事で、車両の離合が可能となるようなことから、歩行者の安全と車両の円滑な交通が確保出来、渋滞の緩和に繋がるのではないかとそのように考えております。早期の踏切拡幅に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2番目の榎の鼻土地区画整理事業内散策道路の利用についてでございます。1点目の、何故散策道路の締め切りをしているのかという御質問でございますけれども、現状のままの通路では散策道路として利用するに当たりまして、安全対策や防犯対策に懸念が有りましたことから転落防止柵の追加、あるいは防犯灯を兼ねた夜間の照明灯の設置を事業者でありますところの土地区画整理組合へお願いをした経緯がございます。しかしながら、予算の都合上、また、土地区画整理組合として設置する事は困難と

の回答をいただきました。協議の上、法面の管理用通路として位置付けた上で、一般の方が入れないよう、通常は閉め切っているところでございます。

次に、2点目の今後、利用は考えないのかという御質問でございますけれども、先程申し上げました通り、現在、法面の管理用通路として利用しているところでございますので、安全や防犯などの懸念が払拭されましたところから、一般への開放も可能ではないかとそのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。まずもって、西高田線におきましての基本的な考えを含めまして、質問をさせていただきたいと思います。

今、平成28年度の進捗率は大体57%というふうにお聞きいたしました。これは24年までは大体19%の進捗率だったんですね。しかしながら、榎の鼻土地区画整理事業がありまして、その中に西高田線が入っている。実は、これはこの団地の開発につきましては、前、本会議で申し上げましたけど、平成15年に準備委員会が出来た時に、私どもにこの団地の推進という事で陳情がございました。私たちもつぶさに精査をいたしまして、この図面等を見ますとこの真ん中に西高田線が入ってた訳でございますね。そうすると経費につきましても、行政と民間が一体になれば、これはもう経費はすごく安くなる訳でございますので、私たちはそれはもう、十分これは利用価値があるということで陳情活動をいたし、平成15年から動いた経緯がある訳でございます。この団地が出来なかったら、多分この都市計画道路は670メートルの開通は出来ていないと、そのように私たちは理解をいたしております。この陳情におきましては、ちょっとこれは余談でございますが、今、町長が随分とよく陳情され、東京に上った度にいろんな会議があった。通常的首長でありましたら、そのまま帰って来られるんですが、町長はわざわざ整備局に行って、長与町の為に財政の厳しいところ、予算獲得の為に努力をされているというお話は今よく聞きます。何故分かるかと言いますと、私たちも陳情しておりましたので、それだけのパイプがありますので、東京の方から電話がありまして、また、来られましたよ、また、来られましたよと言う言葉が出る訳ですね。これについては非常に私たちも敬意を表するところでございます。やはり名前を覚えられるという事は大変良い事ですし、その事業も進むという事でございます。それは1つの前段としてお話をしておきたいと思います。

平成28年度までは事業ベースが57%と聞いていますが、今年度の事業の内容、予算額は約1億円という事で、列記されておったように記憶をしておりますが、この29年度の事業内容を少しお知らせいただきたい、そのように思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

平成29年度の事業内容でございますけれども、国の方に対しまして事業費として要望いたしましたのは1億円でございますけれども、内示をいただいた金額は8,000万円でございます。事業内容につきましてですけれども、今年度は用地補償費に約7,000万円、測量試験費につきまして1,000万円を予定しております。測量試験費につきましては、フォーレ裏のまるみつ前交差点から踏切までの間につきまして、現在都市計画の変更の検討をしております、それにつきましての調査設計を予定しております。用地につきましては踏切側の用地等を予定しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それで、今この道路の形態を見まして、全体の構想と言いますか、道路が今どのような状態になってるかと言いますと、皆さん御存じと思いますが、この都市計画のしおりというのが、平成15年に1回目が出て、そして28年に今度2回目が出ているんです。しかし、この中の図面というのは全く変わってないんです、要は道路の形態はね。これはもう10年間延ばして、結局、この13年間の内に全くこの構想というのは変わっていない。この辺についてはどういうふうに御説明をされますか。これはお持ちになっているでしょうけど、この部分について、要はまだ、まるみつパチンコの方に新道が出来まして、その道路からレールをオーバーして天満宮の方、33号線に繋ぐような図面になっている。そして、高田踏切におきましては、平行に西高田の踏切の方に平行に走っているんですよ。これは前のやつと今のやつと全く変わっていない。これはどういうふうに私たちは判断すれば良いのか、10年間で全く変わってない、13年で全く変わっていないということですよ。その辺についてはどういうふうに御説明をされますか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

議員、御指摘の通り都市計画決定につきましては、当初決定と若干変更はありますけれども、ほとんど変わってない。御指摘の通り都市計画のしおりにつきましては、全く変わってない形になっております。実際、都市計画決定自体はまだ変更をしておりません。従いまして、北陽台下から県道にタッチする立体交差のループ橋、更には高田踏切付近の形状、高田踏切付近につきましては踏切を渡って県道にタッチする計画ではございませんで、そのまま真っすぐ踏切と並行して走って、高田踏切の西側にある西高田踏切につながる路線、そこまでが今、計画決定をされております。これにつきましては、今現在、変更を検討する経緯に至ったところでございますけれども、先程議員御指摘の通り平成15年度に事業認可をいただきまして、その後、なかなか建設事業費の措置がよろしくなかったということで、元々県道と西高田線同時に進めるような形になってお



りましたけれども北陽台下のループ橋、これを県道側に接続させようとするすと、県道側約380メートルの区間に渡ってかさ上げを相当しなければいけないと、その点につきまして、県と町の方で一応検討しましたところ、町の事業の進捗が非常に思わしくないということで、県道側はかさ上げをしないまま今、供用を開始しております。その後、町の方でもループ橋の廃止も含めまして、検討するに当たりまして、高田踏切の付近につきまして、廃止の変わりにその辺りの立体交差をどうしようかという研究をするのに時間を要しておったというところでございます。結果的に立体交差となりますと、相当事業費も掛かりますし、整備に要します期間も相当要するというところに検討の結果なっておりますので、即効性のある踏切道の拡幅という方向に現在舵を切りまして、変更の検討をしているところでございます。その間、北陽台下の立体交差を廃止する代わりに代替案の検討、調査研究に時間を要したことと関係機関との協議に若干時間を要しているということで現在、変更は未だになされていないということと考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私も長く議員生活をさせていただいてるんですが、建設の方にそして20年程携わっている訳でございますが、もう10年以上前からそのループ橋の廃止の話も聞いてるんですね。しかし、未だに出来てないという事なんです。それはそれで今事業を少し精査をしてるということで納得いたしますが、そうしますとまず、この道路の生かし方って言いますと、やはり交通の利便性を考える為にこの道路を造ってる訳ですから、構想としてどちらの方に持っていくのかということが必要なんですね。この道路をどうやって利用するのかと。私どもが聞いているのは、この西高田線というのは高田の踏切の横をそのまま平行に行きまして、高田小学校から打坂に出るという構想の中でお話は聞いておりました。しかしながら、この図面には載ってませんよね。あくまでも構想でした。しかしながら、やはりその道路の行き先を構想として作ってしまわないと手前の仕事というのは私出来ないと思うんですね。そこだけ終わっても次はどうするんだと。全体計画をしてその計画を持っていかないと、この道路というのは生かせないと私はそういうふうに思っているんです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

将来の構想の件に関しましてですけれども、現在、平成23年に都市計画マスタープランというのを町の方も策定しております。その中に交通施設の整備の方向性ということで、1つ交通施設整備方針図というのが記載がございます。その中に構想路線というのも含まれておりまして、先程、議員申されました路線もしっかり記載をされてると、マスタープランの中には記載をされてるというところでございます。しかしながら、構

想につきましてはその実現性等含めまして、今後更に調査研究が必要になってくるかと思えます。西高田線につきましても、この構想を見据えた形で検討をされて来た経緯もございませぬけれども、踏切を拡幅して県道にタッチするという事であれば、この構想との整合も一定図っていく必要が今後あると思われませぬけれども、踏切を拡幅するという事でございましたら、まだ、平面交差で県道に行くという事で円滑な交通を確保する上で、まだまだ不十分ではないかと考えております。具体的などのような路線っていうのは、はっきりこの場では申せませぬけれども、この今マスタープランにある構想を元に、いずれかは県道、踏切を超えるとか、県道にタッチする方法について研究していく必要じゃないかとそのように考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は基本的にこの西高田線と踏切というのは関連はしますけど、事業が違うと思うんですね。要は円滑に当然進める為の踏切拡幅という話を聞いておりますが、この西高田線というのは1つの事業なんですね。ですから、この踏切を含めた事業というふうに、私は理解して無いんです。しかしながら、当然関連がありますから踏切を拡幅して、そして利便性を良くするというのはよく理解出来ます。ただこの踏切を拡幅しても、要は33号線の接続部分までは、バスは1台しか止まらないですね。そうするとそう大した解消になるのかなという感覚も今、しております。その辺はやっぱり技術的な問題がありますので、これはまた後日、質問するとしてしまして、パーソントリップの調査は、長崎県で過去3回程あつてますが、長与町がこれを取り入れられてるのかどうか、私はよく分かりませぬが、取り入れているとすればどのようにこのパーソントリップの調査を生かされてるのか。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

パーソントリップ調査につきましてですけれども、パーソントリップ調査と言いますのは誰がどのような目的で、どんな交通手段を利用して、どこからどこへというような交通の実態を調査する調査でございます。長崎県では過去、議員御指摘の通り3回調査を行われております。第1回は昭和49年度から昭和52年度、第2回は昭和60年度から昭和62年度、第3回は平成8年度から平成10年度、これは県が中心となりまして、関係機関と調査を行ったものでございます。長与町におきましてはこの第2回、平成60年度から昭和62年度のパーソントリップ調査を利用しまして、平成6年度に道路網マスタープラン策定委託を発注しまして、長与町の将来の道路構想を検討した経緯がございます。その構想を元に西高田線あるいは県道の高田線の都市計画決定を行い、更には都市計画マスタープランに反映されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それはよく分かりました。このパーソントリップは大変大切な県の事業でありまして、それを生かした中で、この長崎県全体の交通アクセスをどうするかというふうな対策の1つだと思ってます。長与町は今、抜け道と言ったらおかしいんですが、要は長崎に行ったり、町外に出るのに3本しかない訳です、道路が。そうするとこの西高田線というのは、大変大きな役割を果たしてくる訳です。ですからこれについては、もうすごく時間かかってますし、また先程申し上げましたように、榎の鼻土地区画整理事業が出来なかったら、これ多分私出来てないと思うんですね。しかし、出来て670メートル完成させた以上は、これもう先線を造ってこの交通の利便性を考えるという事は十分にやらんといかんという事なんですね。それについて、次に移るんですけど、事業に対して事務事業があんまり進んで無んじゃないかなと思うんです。と言いますのは、先程説明しましたように平成15年のこのしおりを見ても、この28年のしおりを見てもこの図面自体が全く進んでないんですね。ということは、その中でこの10年間、私どもは話をずっと聞いておりましたけど、変更、変更という話は聞いておりましたけど、実質図面が動いてないということは、事務手続も何もだいたい進んでいないとそういうふうにし解釈出来ないんですよ。その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

具体的に変更について検討を始めたと言いますのは、議員御指摘の通り平成21年度ぐらいから検討を行っております。その間、まず、当初変更と言うのが先程申しました通り、北陽台下の立体交差を無くすという検討でございます。その代替案として、終点部をどうしようかという検討に入ってた訳でございますけれども、その間、集中的に終点側の用地交渉等も重ねた時期もございました。その結果、なかなか御理解いただくまでには至らなかったというところで、新たな案等を検討し、その案を警察であったり、JRと協議してきたと。そういう中で時間を要してきたというふう考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は手続とその時間に対して、ちょっと少し私の考えがあるんですが、もうこれは担当課の事に、今度は担当の人数が足りているか、適切な配置が出来ているのか、これは町長の方にお答えいただく訳ですが、果たして今の、要は建設部門でも都市計画というのは、やっぱり一番専門で技術がいる場所だと思うんです。採用される枠の中で行政事

務職とそれから専門技術職、それから福祉職のこの3つの採用枠があると私は承知をしてる訳ですが、今のこの人数の配置ですね、全体の職員の中でのバランスと言いますか、配置、人数がどういう形になってるのか。まず、参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

お尋ねの職員の配置でございますけど、まず住民福祉部、健康保健課関係の福祉部局です。福祉関連の専門職員でございますが、全部で29名。内訳といたしましては保育士が12名、保健師11名、社会福祉士が2名、作業療法士が1名、それから栄養士が3名の29名となっております。それから技術系職員でございますけど、これは全部で15名。この内訳は事業系部局、都市計画に5名、それから土木管理に1名、産業振興課2名、それから水道局に4名、水道に3名、下水に1名、計の12名となっております。他の部署に3名、これは管理職としております。後は管理職関係でございますけど、我々が技術系職員と捉えるものに10年以上の経験を有する者、いろんな部局を役場職員ですから回りますので、そういった方も別に3名捉えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

技術職がこれから見るとバランスから考えますと、非常にやっぱり少ないんですよね。都市計画課っていうのは特にこの技術というのがやっぱり現場も要りますし。5名というのは高田事務所を含めての数じゃないですか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

高田事務所も含めてでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうすると実質2名の都市計画ということになる訳ですね。高田事務所が3名行かれてる訳ですかね。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

2名でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それで、私は考えるんですけど、やはりこの専門職というのを集中的に現場の担当にやらないと仕事進まないと思うんですよ。だから私は非常に職員の方かおいそうだと思うんです。私たちがやっぱり質問する時に、やっぱりどうしてもこう答えなくちゃいけないですよ、職員としては。そしたら私たちは追求します。しかし、今までの基礎というのは、一般事務職で入ってらっしゃる方は一般事務職の専門の仕事をされて入って来られてるし、また、技術職であれば技術の事が分かるから、そこで即答出来るんです。ですから職員が悪いんじゃないくて、配置が適切に行われてるかという、都市計画が2名というのは非常に少ないと思うんですね。当然、年功序列であるとか、管理職であるとかいろんな部分を町長は勘案しながら配置をされてると、これはもう町長の専権事項でございますので、私たちがとやかく言うことは出来ない訳ですが、やはり専門家が少ないと事業も進まないというふうに私はそういうふうに理解してるんです。その辺についての町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃる通り技術職の専門官というのは本当に必要だなというふうに思います。私も入ってこれを進めていく内に、それを非常に痛感をいたしまして、5名の採用をこの5年間でした訳でありますけども、その中で途中入社ですね、他で専門的に働いておられた方も即戦力になるんじゃないかなということを入れております。今までの状況を考えますと、いわゆるあまり技術が必要とするような仕事につきまして、以前に比べて今の方が多くなってきているんじゃないかなという気はいたしております。私が町長をさせていただいて、そのところは今非常に痛感しております、それなら増やしていこうじゃないかということで、現在の人数になっているというようなことでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ですから今まで、町長も就任されて5年ですから前までの経緯とかいろんな管理職の関係とかあると思います。それはよく私たちも分かります。しかしながらやはり事業を進めるというのは、その中で勉強されてきた方が、やっぱりそれを推進していくと。その担当の方たちは、その担当にずっといていただくと、こういう形でやはり進まないと今、町長が1丁目1番地で高田南土地地区画整理事業であるとか、都市計画道路西高田線をこの2つを真っ先にやろうとするのが達成出来ないと思うんですよ。ですからその辺は十分に勘案されながら配置をお願い出来ればとそのように思ってます。それでは、少し今度は新設された670メートルについての内容について少しお尋ねをさせていただきます。

きたいと思います。ご存知の通り信号が5つと先程申し上げましたけど、これは川の役場側から含めまして、1号線の交差点から次の橋を渡った交差点、そして、イオンタウンに入る交差点、それから旧道のさくら会館の方に行く交差点、それから突き当たりの交差点、この5つを申し上げたんですが、この手前の2つは今のところ何ら問題ないと思うんですが、先の3つの事につきまして、少しだけお尋ねをさせていただきたいと思います。3つ目の1つ、要はイオンタウンに入る信号、交差点でございますけど、お分かりの通り役場を背中にして車が停車しますと、先の車は見えませんし、先の道路も見えない。非常に不安を感じるんですね。ですから**パーチカルカーブ**ですか、その専門語で言うと、少しそういうのを取り入れて前の方が見えるような形で出来なかったのかどうかですね。非常に不安を感じるんですよ。止まっていれば先がゴトンとしてるような。私たちはしょっちゅう行ってますので、そう問題は無いんですけど、ゴトンと落ちるんじゃないかと。そして今度は、もう一つは止まった時に対向車が、道路が広いからスピードを出して右折をしてきた時に接触するんじゃないかとか、そういう不安を持つてる訳ですね。ですから、これについての構造上ということで、私が質問させていただいておったんですが、先程お答えをいただいて、構造に対して問題は無いということですけど。不安感を払拭する為の工夫か何かあるかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

議員指摘のイオンタウン下の交差点につきましてですけれども、先程申した通り構造基準は一定満足してるというところでございます。しかしながら、やはり議員御指摘の通り山の頂上に当たる部分ですね、凸部につきましては、役場から縦断勾配が7%、反対側から縦断勾配が5.98%と非常に設計速度に対してきつい縦断勾配になっておりまして、見通しも議員御指摘がありましたけども、悪いというお話を今いただきました。対応策として、そういう御指摘をいただきましたので、我々も現地確認調査させていただきまして、視線誘導等につきまして、何らか誘導標を設置等検討出来ないかにつきまして、今後確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それは構造上問題ないということであれば仕方ありませんけど、先程おっしゃったように視線誘導を、要は不安感を与えないような事を考えておられるということでございますので、それは、是非早急につけていただきたいと、そのように思っています。

それから2つ目の交差点でございますけど、俗に言う、名称を出すはあまり良くないんですけど、さくら会館から入って来た分についての交差点につきましては、私どもは

じめ、説明では信号機が設置をされるというふうにお聞きをしておりました。これは工事をする時にはもう大変あそこは危なくて、私たちが常に用心して走ってたところなんですけど、学童の通学路とか、そういった事に関係もありますし、今はもう止まられただけで処理をされている。信号がいくつも並べば渋滞するという事は私たちがよく分かっているんですけど、安全とどちらを先にするかという事になると、やはり安全を考えんといかんということですね。それともう1つ、時間的なことで申し訳ない。3つ目の信号、交差点ですね。旧道の西高田線から新しく当たった交差点のは非常にいびつな形をしています。通学路の歩道に対してもまだ設定が出来てない。そして長与の方は役場の方から行くと右手の方の角の方ですね。要は上の方、高田踏切の方から来た時の左折が非常に難しいんですよ、あれは。大きく膨らまないと左折が出来ない。そういう状況なんです。この辺についてのこの2つの改良について、御説明をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

並松線との交差点部ですね、西高田町営住宅の下の部分ですけども、そこにつきましては町の方としましても、信号機設置を警察と協議しながら要望した経緯はございますが、まだ設置に至ってないというところでございます。引き続き県警に要望していきたいと考えております。もう1つのつきあたりの交差点でございますけれども、そこにつきましては、対策としましてはやはり先の道路を伸ばしていく方法、改良を進めていく方法しか無いのではないかと考えております。今のような交差点の形状になりましたのも、県警と協議の上、決定した訳でございますけれども、早急に解消出来るように整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

手前の方は、要はさくら会館から来た方の交差点については、是非、信号を今から県警ともお話をされて、設置の方向で是非進めていただきたいと思います。それから今度はその先のツインキャッスルの横、ツインキャッスルの道路も左側に入り口があるんですね。だから変形の交差点、もちろんツインキャッスルは私道でございますから交差点と言えないと思うんですけど、実質はあそこからも車出入りする。そうするとこちらから行きますと左手の方にツインキャッスルの塀がありますね。左から来る車はほとんど見えない。はっきり言いましてね。そしてちょうど緩やかなカーブになってますので、車が来てるのも見にくい。ですから非常にあそこは危険ですね。もう多分、何度か接触事故が有ってますよ。私が知ってるだけでも2回は有ってます。それぐらい危険な場所です。ですから、これはやはり子供たちの通学路っていう大きなのがありますから、待機場所とかそういうものをちゃんと確保して、今みたいな仮設ではなくて、多分、今の

状況をすぐ改善は出来ないと思いますよ、経費の問題とかね。だから、もう非常にこう今、棒を差してますけどね、やはりあの分はちゃんとした形で、子供たちが安全に通れるような形の横断歩道を作っていただくということをお約束いただきたいと思います。

それから、後、皆さん御存じのように北陽台高校のバス停、これはもう大体5時過ぎになりますと、もう車道にもものすごく並んでますよね。私どもも時々バスを利用させていただきますからよく分かりますけど、これは非常に危ない。先程バスベイを作って、要は車道を、歩道を取ってやるという事でございますけど、この時期は大体いつぐらいになるでしょうか。その辺は大体の目途を教えてください。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

その区間につきましては、今、都市計画の変更手続を行っておりますけれども、それと合わせて地権者とも話を進めさせていただいております。用地の問題もございますので、明確には言えませんけれども、早ければ用地買収を来年度から着手出来ればと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

この交差点につきましては、自治会からもだいぶ要望が出てくると思うんですね。ですから、その内容についてはもう御存じだと思いますので、早急にやっぱり仮の横断歩道でも作りながらやっていくという事で、是非お願いをしたいと思いますね。子供の安全を為にやっぱりやるべきだと思います。そして先程申し上げました、こちらから行った右の角、あれは高田踏切の方から来ると左折は非常に膨らませないといけない。道路幅もそんな大きくないので、あれはもっと引けば良いのになあと素人考えです。ですけど、それも含めてやはり検討をすべきだとそういうふうに思います。それと先程から聞いておりますと、全体的な構想をずっと今まとめているということですけど、それと同時に並行というよりも、やはり危険な場所は先にやっていかないといけない。道路の形態としては先程申し上げた構想中心にして作っていく。そして、今まさに子供たちが危険な所はすぐ改善をしていくという事を是非お願いをしたいとそう思うように思っています。

それから、先程申し上げました踏切の件ですけど、踏切の拡幅については渋滞状況は、2回調査をされたという事で170メートル、多い時は200メートルという回答をいただきましたけど、これについても、もうかなり住民の方お困りでございますので、大体いつ頃を目途に拡幅をされるのか、その辺についてお答えが出来ればいただきたい。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）



先程申しましたフォーレツインキャッスル横の交差点とほぼ同時に着手したいと考えております。計画変更の時期等もございますけれども、来年度から用地交渉に入ってもらいたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、2番目の榎の鼻土地区画整理事業内の散策道路について、お尋ねをいたします。これも散策道路は、多分皆さん御存じないと思うんですね。住民の方、そして議員もほとんど御存じないと思います。ただ、先程私ども申し上げましたように、まあ陳情に來られて15年程、話を聞いておりますんですね、そして地元の要望によりまして散策道路、要は団地を役場から見まして右手の方の緑地があります。第1公園というのが有りまして、第2公園の横に緑地があります。その中に散策道路が出来てる訳ですね。しかしながら、これが封鎖をされている。先程聞きますと危険だから封鎖したんだということもございますけど、危険であれば何故作らせたのかということになる訳ですね。これは私どもお話を聞きますと、約1,400～500万円掛かっているというお話を聞いてます。顛末書はずっと私たちは、やっぱり陳情いただいた以上は、やはりいただいておりますので、金額等も存じ上げてる訳でございますけど、1,400～500万円も掛かる事業を簡単に、危険だから止めるという事は、私は少し理不尽だと思うんですね。当然、これは都市計画法32条の中での関連の事業で、話し合いをやっとくべきだったと。しかし32条の文面には、私たち顛末書を持ってるけど入ってないんですよ。だけど、これは当然やっとくべきだったと思うんですね。しかし、それはやらない。危険だから止めた。今確かにすごい急斜面で雑草も茂って、夜も暗い時には防犯灯も要するという事もよく理解をしています。しかし、せっかく作ったものを、金をかけて作ったものをやっぱり使わないというのは、ちょっと行政の傲慢さだと思うんですね。その辺についてどのようにお考えかお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

当該通路につきましては、西田原地区から北陽台東公園、先程議員申しました1号公園につながる斜面、緑地に通路を土地区画整理事業組合が設置したものでございます。当該通路につきましては土地区画整理組合の方が西田原地区に説明をする中で、西田原地区から組合の方が要望を受けて設置したものと認識しております。32条協議に入っていないのは町としては特段その通路につきましては、必ず必要なものではないという位置付けの通路でございました。従いまして32条の協議に入っておりませんので、あくまでも町の立場としては組合の方が任意に設置された通路と考えております。移管を受けるに当たり、町と組合の方で確認をしましたところ、急斜面の斜面の部分に

手すりは設置されておるんですけども、転落防止柵が設置されてないと。更には街路灯、夜間暗いと危険でございますので、防犯灯の設置も町から設置をお願いしたところ、組合の方からはちょっと設置は困難という事で、お互い協議の上、管理用通路として管理するという話に至った経緯がございます。従いまして、管理用通路でございますので、一般の人が入れないように現在封鎖をしているという、そういう状況でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

内容は私もはっきり申し上げて大体分かってるんですよ。ただ、せっかく作って、金額を聞いたら200～300万円の金じゃないんですね、1,500万円と言いますとちょっと耳が痛い話ですけど施設料の値上げ、これが大体年間900万円、2年間分位の金額ですよ。これを寄附していただければ、それこそ2年間は上げなくても良かった。町長も苦勞しなくて良かったんですよ。しかし、それだけの費用を掛けながら、そして、工事をするに当たり、いろいろ手すりを付けたりという指導は受けてるんですよ。しかしながら、都市計画32条の中では話し合っていない。だから、勝手にやったんじゃないんですね。それと土地をやっぱり有効に使う。今後、あの団地につきましても、徳洲会病院が平成32年の3月にオープンしますよね。もうこれ決定しました。そして今度、図書館も高田南と西高田が済めば、町長は執りかかるとおっしゃっている。そうすると全体的なバランスで、遊歩道が有って、皆さん歩いてあそこまで行って、健康を大切にしながら歩いて行くのは、非常に私は良い事だと思うんですよ。もう車世界の中でなかなか緑地が無いんですから、そういう部分では、私はこれを生かすという方向で、是非進んでいただきたいと思うんです。当然、要は中身の、内容が防犯灯であるとか、危険箇所の造りであるとかいろんなもの出てくると思うんですけど、これについては是非、再度検討をお願いしたいと思っておりますけど、それについて再度お答えをいただきたい。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

先程町長の答弁で申しました通り、防犯上であったり、安全対策の懸念が払拭されましたら、当然一般に開放していきたいと考えております。町が事業をすとなりますとやはり予算の問題等ございますので、地元の要望、更には必要性等を今後、研究していきながら必要であれば、設置の検討をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

財政面の事も当然あるでしょうし、住民の安心安全の事もあると思います。そういうのを含めまして、せっかくある道路を使わないという手は無いと思いますので、是非町

長含めまして管理道路としてお使いになるという事でございますけど、そういうのを含めまして利用させていただきたいということを申し上げまして終わります。

**○議長（内村博法議員）**

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時40分～13時00分）

**○議長（内村博法議員）**

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の①病児保育の保育事業の充実について、②契約、入札のあり方についての質問を同時に許します。

7番、金子恵議員。

**○7番（金子恵議員）**

お昼一番ということで、皆さんに気楽に質問におつき合いいただければというふうに思います。では、早速質問の方に移らせていただきます。

①病児保育事業の充実について。本町の子育て支援は延長保育事業、一時預かり事業などの取組を行い、他市町と比較しても充実したものになっていると考えています。また、待機児童問題も極端に少ないと感じており、一定の支援体制は整っていると思います。しかし、仕事を持つ保護者においては病児保育施設が整っていない為、仕事と育児の両立が難しいという現状もあります。施設、体制を整える事で、保護者の負担軽減に繋がり、仕事をしながらの子育て環境が整備される事で、人口増にも繋がると考えられます。近年の少子化、核家族化、女性の社会進出などの状況を見ると病児保育は子育て支援の重要な施策であり、また、病気の子供に必要な看護、保育環境を提供していく事が重要です。本町の医療機関と連携しネットワークを組み、病児保育事業体制の充実を図るべきと考え、以下の質問をいたします。

（1）病児保育事業に対する町の考え方を伺う。（2）町立保育園において体調不良児への対応はどうなっているのか伺う。（3）近隣市町における病児保育の実施状況について伺う。（4）現在、時津町に有った施設が閉鎖されていますが、今後、導入の考えについて伺います。以上質問いたします。

②契約、入札の在り方について。地方自治体における公共調達、財源が税金によって賄われているという事から、より良いもので、より安いものを調達する事が原則とされています。しかし、安さを追い求めるが為のダンピング受注に繋がる事も懸念されると聞きます。また、全ての契約、入札等に対し厳しいチェックが必要であることは当然のことです。そこで、本町の契約、入札において各関係法令にのっとり、透明性の高い事務の執行がなされているとは思いますが、確認の意味を込め質問いたします。

（1）28年度における随意契約の件数、総額はどのくらいか。（2）業者の特定は誰が行っているのか。また、各課の統一したルールはあるのか。（3）物品購入はどのように発注されているのか。（4）契約、入札等に関する情報公開はどこまでどのよ

うに行っているのか。以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、金子議員の御質問にお答えいたします。病児保育事業の充実についてということで、1番目1点目の病児保育事業に対する町の考え方についてという御質問でございます。お子さんが病気の時、1番側に居て欲しいのは保護者の方であると思っています。保護者もまた看病したい、側に居てあげたいという気持ちであると思います。しかしながら、仕事の都合等でどうしても休みが取れない、近くに見てくれる人がいない、また回復までに日数を要する場合など、長期に休める職場はほとんど無い状況であると思われまます。こういったことから保育の受け皿同様、病児保育事業につきましても、子育てと仕事の両立支援には欠かせない事業であると考えております。一方で、病気の子供にとって最も望ましい環境を考えてみますと、保護者が仕事を休んで看護出来る環境づくりもまた必要じゃないかと思えます。職場における子育て支援や介護休暇の充実につきましても、病児保育事業と並んで重要な施策ではないかなとそのように考えてます。

2点目の町立保育園における体調不良児への対応という御質問でございます。保育中に熱を出すなど体調不良のお子様が発生した場合の対応につきましては、国が示しております保育指針の中で、疾病等への対応が定められておりまして、子供の状態に応じて保護者へ連絡すると共に、適切な処置を行うこととされておるところであります。子供の急な疾病等の事態に備え、保護者が迎えに来るまでの間、安静を保つことができる環境を整え、救急用の薬品、材料等を常に備えておりまして、適切な管理の下に全職員が対応出来るよう日頃より意識の徹底を図っているところであります。

次に3点目の近隣市町における病児保育の実施状況というご質問でございます。県内では、現在11市4町、32カ所において病児、病後児保育事業が実施をされております。内訳といたしましては5市1町が病気中の子供を預かる病児対応型、5市3町が回復期に預かる病後児対応型、1市が病後児対応型と子供の自宅において保育を行う訪問型、こういったものを実施しております。基本的に病児対応型の保育は医療機関で、また、病後児対応型の保育は保育園で実施をされておりますけれども、その中で1か所だけ保育園のすぐ隣に小児科があるということから、保育園において病児対応型保育が実施されている所がございます。

次に4点目の施設閉鎖における今後の導入の考え方の御質問でございます。本町が委託をしております病児保育事業につきましては、医師のご不幸により一時閉所となりましたが、後任医師の候補者がおられて、その医師が正式に後継者となれば再開したいとの御意向がありました。再開待ちとなっていたところでございます。当該施設は医療機関が実施していたことから最もニーズが高い、回復期に至らない病気中の子供も受け入れが可能な病児保育施設でございます。定員は4人でございますが、倍以上の受け入れ

を行うことが可能な施設として整備をされておりまして、保育士も6人確保されておられましたので、施設整備においても、人員体制におきまして、現状の供給体制で継続していただくところがございます。しかしながら、後任医師との契約が白紙となり、病児保育の再開の目途が立たなくなったとの連絡がつい先日ございました。再開の目途が立たなくなった今、再度、病児保育の必要性について個々に医療機関へ相談へ赴くと共に、支援機関に対しましても病児保育について御理解と御協力をいただきますよう出来るだけ早く改善の努力を行っていきたいというふうに思っています。

大きな②の契約、入札の在り方についてでございます。1点目の御質問であります平成28年度の本町の随意契約の件数でございますけれども、一般会計で委託料、工事請負費合わせて911件で、総額はおよそ10億9,140万円となっております。また特別会計では件数が226件、総額はおよそ10億5,740万円となっているところであります。

次に2点目の業者の特定は誰が行っているのか、統一したルールはあるのかという御質問でございます。工事等の入札時の業者の選定と随意契約の場合とに分けて御説明をいたしたいと思っております。まず工事等の業者の選定は、長与町建設工事等請負業者選定要綱及び長与町建設工事等指名業者選定事務処理要領に基づきまして、金額が500万円以上は長与町指名審議委員会において選定をしております。また、500万円未満は所管の課長が選定しているところがございます。随意契約につきましては地方自治法施行令第167条の2及び長与町財務規則第104条に基づきまして、契約をしておるところであります。ルールはあるのかという御質問でございますけれども、先程申し上げました選定要綱、事務処理要領、地方自治法施行令、長与町財務規則、そういったものがルールに当たるんじゃないかというふうに考えてます。

次に3点目の物品購入はどのように発注をしているのかという御質問であります。物品等の購入につきましては、長与町財務規則及び長与町における適正な会計処理に関する事務処理要領により、各所管課において発注をしておるところであります。この処理要綱でございますけれども、これは発注から納品、請求の過程の適正な執行を目的としまして、会計処理過程に監察機能を付加する為に契約管財課による納品の確認等の詳細について必要な事項を規定しているものでございます。また、各課におきましては、発注管理簿を作成いたしまして、会計処理の適正化及び計画的な発注を行っておるところであります。

次に4点目の契約、入札等に関する情報公開はどこまで、どのように行っているかの御質問でございます。長与町公共工事等の発注見通し、入札結果など指名理由及び契約内容等の公表に関する要領、要綱に基づきまして、当該年度の発注の見通しに関する要綱を4月と10月、この2回に分けて公表をしております。また入札が行われ落札者が決定した場合、指名請負人に関する事項、入札結果に関する事項、指名理由等の公表を行っております。公表の期間及び方法につきましては、公表を行った日の属する年度の

翌年度の3月31日までの期間におきまして、窓口での閲覧、ホームページへの掲載を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、再質問に移らせていただきます。まず病児保育の方なんですけれども、先程の答弁の中にもありましたように、本町の病児保育を担っていただいていた医師の方が急逝され、その施設が4月から閉鎖をされております。そういう事態が発生しております。町としては、今後、この子育て支援、女性活躍の社会の推進という観点からも早急な対応が必要であるということで、いろいろ講じられてはきていると思うんですけれども、まずこれまでの病児保育の利用がどのような状態だったのか、同じ人が利用されていたとか、そういうこともあるでしょうし、それに併せ利用者数はどのくらいだったのか。これは延べ人数でも結構です。また、時津町の利用者数も併せて分かれば。時津町の方は分かれば結構ですので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

26年度の方から3年分資料がございますので、お話ししたいと思います。26年度が長与町が425名、時津町が491名の合計の916名。平成27年度が長与町が324名、時津町が382名、合計の706名。28年度が長与町が489名、時津町が321名、合計の810名になっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、以前にも質問した事があったんですけれども、位置的なもので時津町にこの病児保育が有ったということで、長崎市の方に連れて行かれる保護者の方も多かったかと思うんですけれども、この長崎市の方の施設を利用した人数の把握というのは出来ておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先日、1市2町で協議をした時に28年度の資料だけいただいておりますので、28年度に限ってなんですけれども、長崎市内の医療機関を使用した長与、時津両方合わせたところで151回になっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、ある程度数字をいただいたんですけれども、これからの子育ての状況を考えると利用者は増加していくんだらうなというふうに思うんですけれども、これまで実施されていた病院の位置が時津町であったということで、長崎市に出向いて預けに行く、利用しにくいのではないかという質問から、今回はそれを中心にさせていただきました。今回はこの点を考慮して、現在閉鎖されているという事も含めて、単独で実施という事も考えられると思うんですけれども、その辺りの状況は可能でしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

利便性を考えますと皆さんが行き易い場所にとすることは思っているんですけれども、現在、西彼杵の管内で病児保育を引き受けてくださるという医療機関の方が、残念ながら協議はしてるんですけれども見つからない状況がございます。そこで、まずは受け手を探していくところから始めないといけないかなというふうに思っております。後、医師会が長与、時津、同じ西彼杵医師会という所で、現状、1か所で2町の分が受け皿としては足りていたという事もありますので、まずは何とか1か所見つけていきたいなということで話をしているところです。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

2020年に榎の鼻土地区画整理事業内に病院が開設されるということで、1度はあきらめたと聞きましたけれども、また5月に改めて申請がなされたということで、これは確実に3年後にこの病院が開院という運びになるのかなというふうに思います。以前、小児科の救急面というのが長与町としては結構問題になっているということでお伝えした、しかし、小児科のドクターの確保がかなり難しい、厳しい状況であるという回答だったということで答弁をいただいております。これは産婦人科に絡めて小児科の救急、こういうことでの答弁ではあったんですけれども、開院までには3年という時間がありますので、今後、町側の要望で小児科の設置をすること。そして、その中で病児保育施設がない状況にあるという事態になっておりますので、そのことも含めて問題提起をするべきだと思うんですけれども、今後、協議の場での提言を行ってはいかがかと思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

2020年に開院をするということが決まったという事で、正式にごあいさつに見えられた時にその当時はまだ、こいで小児科が再開をするというお話もありましたので、

ただ今後、増えていくことも考えられますし、その医療機関が院内保育もされてらっしゃるといふ事で、病児保育の要件である看護師並びに保育士の確保が出来てるところから、病児保育というものについてお話をさせていただいた経緯がございます。まだ、検討はしますという事で回答はいただいているんですけども、ただ2020年と先の話になってしまいますので、ここも併せて医療機関の方は全てにお声かけをさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この事業はやはり自治体からの負担金で運営されております。規定により、ちょっと途中で話出たかもしれないんですけど、保育士が1名、看護師1名、この2名で4人の子供を保育するという2対1保育をする事は決められているかと思うんですね。要するに開設するにはなかなか厳しい条件が付されているということです。だからこそこれまでの施設を支えて維持出来ないかということで、西彼杵医師会の方も検討をされたと聞いております。時津町の小児科、長与町の小児科、ほとんどの所に当たったというふうに聞きました。しかし、用地の問題ですとか、雇用、そういうもの全てトータルに考えてなかなか厳しい状況であるという結果に至ったそうです。これまでの施設で継続が困難となると、やはりまだ他を探すということになるんですけども、しかし、まだ多くの方が長崎市で働いておられますから、そちらの施設に行くことに結局はなるんですよ、今、長与、時津がその施設が無いからですね。現在、長崎市と時津町そして長与町で連携中枢都市圏の形成を目指しておりますけれども、その関連からも利用は可能ではないかというふうにとちょっと考えたんですけども、長崎市との協議内容というのはこの病児保育に関してはどのようなふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1市2町で協定をしております連携中枢都市圏の協定の中には、病児保育という項目は上がってはいない状況になっております。ただ、現状も長崎市の医療機関を長与、時津の方が利用したり、こいで小児科は長崎市の方が利用したりという現状がございました。また、当然私たちも長与で、あそこで1か所よりも高田方面ですとか、もちろん近い所の利用もした方が利便性が高いのではないかとということで、個別に1市2町で相互利用が出来ないかというお話し合いをさせていただいてたところです。ところが今、相互利用っていうお話だったんですけども、ちょっとこちらの方が無くなってしまったものですから相互に利用が出来なくなってしまって、言ってみれば一方的にこちらからそちらの施設だけを利用させていただいてというような形になってしまうものですから、そこもちょっとお話がなかなか進まないような状況になっております。



○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

病児保育を行ってもらっているその病院には年間利用者数に対して、長崎市の場合、補助金が支払われております。長与町も同様かと思えますけれども、その補助額というのが年間の利用者に応じて、10人以上50人未満であれば298万2,857円、2,000人以上なら2,484万円までと、この間、12段階に分けて支払われています。しかし、市外である長与町の児童が、長崎市の方を利用した場合、これがその人数にカウントがされないという、これが現状なんですけれども、だからといってお医者さんが長崎市外の時津町、長与町の子供たちが自分の所に来たからといって拒否する方はいないと思います。実際、いないので、今も現在、受け入れていただいているんですけども、それならば、何度も言うようですが、この施設が無いので長崎市でカウントされないのであれば長与町が補助金を支払ってくれたら、長崎市の施設や病院の方も助かると思うんですけども、この点は、見解をお伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

病児保育につきましては、基本額に利用ニーズに応じて加算額というのが、議員がおっしゃるようございます。ただ利用の枠というのが200人毎に段階がございます、実際28年度の利用の回数、人数を調べたところ、長崎市の医療機関を長与、時津が利用した回数を足しても段階が上がるということが無かったので、補助金額としては同じという金額になってこようかと思えます。そこが段階が1個上がってしまうと、どうしても病院の方がマイナスっていう形にはなってくるのかなというふうには思っております。公に利用をさせていただきたいという思いはあるんですけども、長崎市とうちの協定を結ばないと、そこも公には出来ないところもございまして、長崎市自体も今6か所されていていらっしゃいますけれども、受け皿が今でも足りてないので、協定が難しいということを言われている状況にあります。今現在、長与町、時津町が無いものですから、どこか1か所出来るまでの間は、また何とかそこも利用が出来ないかということも含めて協議はさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ちょっとしつこいようなんですけれども、本町の病児、病後児保育事業の負担金というのは、28年度の決算で209万3,680円で、今年度、29年度の予算に関しても同様の209万4,000円を見込んでいるというふうに数字的にはなっているんですけども、現在半年がたっている訳ですよ、3月に予算出されて。この分の執行に

関してはさくらっ子クラブが閉鎖されたのが、3月31日か4月1日ぐらいだったと思うんですけども、それ以降の負担金の執行というのはどういうふうになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

病児保育の一時閉所の連絡があったのは、年度の初日の日だったということで契約をしてない状況になっておりまして、29年度の予算執行は今のところされておられません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今の金額というのは、やはり長与町と時津町の間でのいろんな分担の割合というのが決まって、本町はこの金額ということになるかと思うんですけども、今おっしゃったように執行はされていないということで、かといってこの病児保育施設が無いということが喫緊の課題だというふうに思うんですね。この財源を使って長崎市の施設への補助金を使うことに出来るんじゃないかと思うんですよ。そうやってどうにかしてこの病児保育を続けていくために、応急的のこともやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、その点の見解をお伺いしたいと思いますけど。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長崎市の医療機関に長与町が補助金を出すということであれば、やはり契約を結んでいかないといけないということになってまいります。ところがその契約の部分が今出来ていないという状況でして、また再開出来ないということが決まったばかりでございまして、その後協議にも行っておりませんので、また、状況が変わったところも説明をしながら西彼杵管内に病児保育が出来るまでの間ということで、お話も出来ようかと思いますので、協議の方に参りたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

長崎市との協議も必要だと思いますので、そういう面で今後も続けていただければというふうに思います。結局、この子育てに不具合が出ないように、そしてどうにかその対応を考えていけないというふうに思う中で、この質問なんですけれども、結局、長与町もしくは今までと同様、時津町、長与町で連携をして、そして病児保育の施設をお願いしていく方向になろうかと思えます。でも、術が無いというのが現状かなど。全ての小児科の先生たちに当たっても、このようになかなか受け入れていただけなかったとい

うことで、これがこのまま続いたらこの病児保育に関しては、どのように対応を長与町としては取っていくのかというところが、ちょっと気になる点ではあるんですけども、今後の対応をどのように進めていくか。ちょっと再度になると思うんですけども、明確なお答えをいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

医師会であるとか、市役所の方とは協議はずっとしてきたところなんですけども、まだ個別に小児科の医療機関の方まで出向くっていうことは無いんですね。医師会を通じてずっとお話をしてきたという状況もありますので、今後は個別に当たって行きたいというふうに思っております。また、そこも個別に当たらせていただくということを医師会の方に了解を得ながら、後、長与町は病児保育をしていますので、病後児保育というのは私は余り考えてはいないんですけども、もし病児保育が難しいということになってくれば、病後児保育もちょっと考えなければいけないということで、町内の保育園、幼稚園の方にも可能性がある所には、今の長与町の現状と病児保育の必要性について話を詰めていきたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私たちが子育てをしている頃というのは、この病児保育というのは有りませんでしたので、今、この制度がもっと充実されたらお母さんたちの働き方もまた変わってくるというふうに思います。結局は利用者はおられるけど、本町の場合はおられるけど施設は無い。これではやはり正規雇用であっても、非正規雇用であっても働く環境が整っているとは思えないんですね。先程、長崎市でカウント出来ないのであれば、本町から補助金を出してはどうかという提案をさせていただきました。新施設が決定するまででも、この財源を使い支援していただきたいなというふうに思うんですけど。また、圏域全体での取り組みの中に病児保育は含まれてないということで、先程、ちょっとお答えいただいたかと思うので、連携中枢都市圏の取組の中で、病児保育の件も再度、こういう事態にもまたなりかねませんので、その取組についての協議を行っていただきたいなというふうに考えております。病児保育の広域化という観点からの今回の質問ですけども、要するにこの病児保育というのは、長与町だけとか、時津町だけ、長崎市だけ、この1つ1つのエリアで完了する事業ではないというふうに思うんですね。そこで完結をして良いという問題では無いというふうに考えますので、そちらを踏まえて、また、長崎市で受け入れてもらっているということでもあるので、そちらへの補助金体制ということも含め、町長の見解を最後、この質問に対する最後の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この病児保育というのは今議員がおっしゃってるように、負担がものすごく大きいんですよね。看護師とか介護士とか入れて人数とか、そして季節的に子供の数が変わるとかっていうんで、経営的にも非常に難しい部分があるというようなところの中で、今現在時津ですっとやっていただいていたんですけども、出来なかったということで、連携中枢都市圏の話も出ましたけども、救急病院とか等々の対応については、今やっております。ただ、病後児という1つのものについて、病児保育についての特定な形の話をしておりませんが、とりあえず今、町として急いでおりますのは、町内でそういったものを受け入れる所は無いだろうかということで、再度、当たってみようということで、今職場を当たってます。この辺りの状況見ながらどういう形になっていくのか、とりあえずまだこの分を先程出しましたが、新しく出来る病院の問題もありますし、そういったところを含めて、今後とにかく精力的に、まず長与、時津町内当たると。これが先かなと思っております。今、長崎市の話も出ましたが、長崎市の方も今いっぱいいっばいで、なかなかそれが出来づらいというところもありますし、また、その締結とかなりますと色んなまた問題もあります。ただ、とりあえず今やらんといかんことは、まず町内でその辺りを十分フォロー出来るように探していく事じゃないかなというふうに思ってます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

連携中枢都市圏の窓口と申しますか、企画の立場でちょっと答弁させていただきます。緊急避難的な、現在の予算を活用してとか、そういったお話もございましたけれども、実は連携中枢都市圏の中の大きく3つ観点がございます、経済成長の牽引と高度の都市機能の集積、それともう1つ圏域全体の生活関連機能サービスの向上と、その3つ目のサービス向上の中に、福祉の分野において圏域内での子育て支援のネットワークづくりを支援し、子育て支援サービスの向上に向けた環境整備を行うというテーマがございます、この下にぶら下がる事業として、現在、子育て支援センターの連携、それとファミリーサポートセンターの相互利用というものがございます。一方で以前もこの場の質疑の中で御説明申し上げましたが、これはあくまでもゴールではなくて、出発点であると、スタートであるということで、今後、取組をより広くより深くというようなお話もさせていただいたことがございます。ですから、これはもう緊急避難の話ではなくて、中長期的な話になりますが、将来的にそういう課題が明らかになった訳ですので、この福祉の子育て支援サービスの向上という中に、それを今後は盛り込んで行きたいというようなことを協議していくことは可能だと思います。ただ、先程所管の課長からございましたけれども、やはり原則として一方的にお世話になるということではなくて、相互利

用によってお互いにメリットを享受していくと、そういったことが基本になりますので、  
ですので、連携中枢都市圏への今後の取組として検討して行くということについては可  
能だと思いますし、そうしていくべきだと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この連携中枢都市圏の中で、この課題を出していただいて、もっと深く連携が取れれば  
お互いがお互い助かる部分というのがまた新たに見えてくるというふうに思いますので、  
よろしくお願ひしたいと思ひます。それで今、これが最後の質問と言ったんですが、  
ちょっと思い出したんですけれども、例えば病院に小児科があつて、側に空き店舗とか  
があつたら、そちらを利用して病児保育を行っているっていう自治体とかもあるんです  
ね。そういう地域の眠っているもの、空き店舗のなら空き店舗、それとか長与町ではち  
よつと考えられないんですけれども、他の自治体によっては、先程ちよつとありました  
けど、保育所内ですとか、幼稚園内でこの病児保育を行っている所もあるということで、  
それは置いておいて、空き店舗の利用というのは考えられないかと思うんですけど、こ  
の辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

以前は病児保育の施設整備補助というのは無かつたんですけれども、今は子育て支援  
整備交付金というのがございまして、施設整備に関する交付金というのがございませ  
けれども、あくまでもそれは運営をされる方が整備をするというところで、そこに対して  
国、県、町で補助をするっていうような内容になってまいります。こいで小児科も小児  
科の院内では無くって、前に有つた廃建物を、その当時は御自分で購入をされて立ち上  
げられたという経緯がございませけれども、今現在は整備補助金はございませるので、も  
し小児科が近く空き店舗を活用したいということで整備をするんだということであれば、  
補助の対象にはなつてこようかと思ひます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

その点も含めて誘致の方をお願ひしたいというふうに思ひます。では次に、契約入札  
の在り方ということで、質問をさせていただいておりますので、そちらの方に入りたい  
と思ひますが、実は私は言い訳をするようございませますが、この入札、契約に関して  
というのは余りこう勉強しておらず、余り詳しくはなくて、急々に頭の中に入れ込んだよ  
うなものなので、私が考えている契約の状況ですとか、入札の状況、そこに相違点があ  
るかもしれないんですけれども、質問をさせていただきたいと思ひます。まず随意契約に

ついて幾つか質問したいというふうに思います。この契約をする事ができる要件というのは、地方自治法第234号第2項それと地方自治法施行令第167条の2第1項により9項目程挙げられています。もちろん、この事務上の負担軽減ですとか、事務の効率化など、メリットとして挙げられておりますけれども、その反面、単純に契約を締結するだけではなく、適正な価格により行われれるべき契約が、ややもすれば不適正な価格で行われているという場合も考えられますけれども、その歯止め、チェックというのはどのようにされているのでしょうか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

歯止めということですが、当然のことながら相手先の言い値で安易に契約をしないように、見積もり内容の精査につきましては各担当によって適正に行って契約をしているものと考えております。地方自治法の施行令の167条の2の内容に合致するものにつきまして、随意契約をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

167条の2に沿ってされているということで、精査の方も各担当がされているということで分かりました。では、この随意契約で5年以上、同じ業者が受託をしているという件数は何件ぐらいあるのでしょうか。今、分かりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

全体的なことでの5年以上というのは把握しておりませんが、私どもの契約管財課におきましては、全体の半数ぐらいがそれに当たるのではないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

5年以上、同じ方が受託をしているという場合においても、事前に見積書を提出してもらって、その中で総合的に判断をして、更新をしていくということで、まったく前回同様のままで継続するといったことではないかというふうに思うんですけれども、長期の契約であるからこそ業者の方にも企業努力をしていただける交渉はされているかどうか、特にあの金額の大きい随意契約などにおいてははしても良いんじゃないかなというふうに思うんですね。しているならその経緯、実際に効果があるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

これも私どもの契約管財課の案件でお答えをいたしますが、例えば庁舎の清掃とか、委託につきましてはシルバー人材センターの方をお願いしておりますが、過去には単価をもう少し下げられないかという交渉をした経緯もございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

随意契約に限らず、入札とか契約に関しましては、国とか県の方からもずっと指導をいただいております。その中で適正化推進の関係とか、公共調達に適正化とか、そういったのを文書でいただいて、町の方でもいろんな要綱、要領等を作りまして、ずっと進めてきております。それから5年間ずっとというのも、委託契約がほとんどで工事はもう無いと思いますので、それはもう管理委託とか保守委託とか、後はもう業務の委託ですね。そういったので、当然、随意契約が出来るものの中の競争入札が不利なものということで捉えて、いろんな機器が入っていることもありますので、そういった関係で契約をしている状況でございます。それから、随意契約にしても規則で一応見積もりを取って、予定価格を決めて、一応交渉をしておりますので、その辺は適正にやっているとっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

確認のような質問で本当に申し訳ないんですけども、随意計画のメリットの1つに手続が一般競争入札程煩雑では無いという点が挙げられようかと思っております。その反面、一帯工事を2つに分けて130万以下の随意契約にする等のやり方が出来るのではないかというふうに考えられるんですけども、このような事例が本町にもあるのかどうか、こちらはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

そういう事例は把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。次に情報公開の事をちょっとさわらせていただきたいんですけども、全ての随意契約の情報公開となると各課にまたがりますし、件数も先程、聞いたように1,000件を超すということで、これはなかなか厳しいとは思うんですけども、少

額の随契契約以外のものに関しては、やはり公開していく、せめて閲覧可能にするなどしていくべきではないかと思うんですね。長与町公共工事等の発注見通し入札結果等指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱というところの第2条に発注の見通しの公表というところで、公表しないものとして予定価格が250万円を超えないものというふうになっております。発注見通しの公表をしないのですから、その後、入札等の公表もされるようにはなっておりません。2番、3番を考えると、緊急に行う工事とか、緊急的に実施する維持工事等というのが含まれておりますので、ある程度理解をするものなんですけれども、この250万を超える、超えないのこの理由というのは、一体何になるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この250万円というラインについては、承知をいたしておりません。また、公表の要綱につきましては、あくまでも公共工事等のものについてですので、他の随意契約等の公表というところまでは謳っておりませんので、公共工事等の公表ということで理解をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

本来、地方公共団体の契約というのは、競争入札が基本であると言われておりますので、この点を十分考えて認識して、安易な随意契約が行われる事が無いようにしなければいけないんですけれども、いろんな要綱とか要領とか、たくさんあってちょっともう見つけきれない状況だったんですけれども、本町においては随意契約を行う時の為のガイドラインの策定というのはされておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

本町ではまだガイドラインの作成はいたしておりません。議員が言われるように住民の皆さんが不信感を抱かれないように、今、他所の自治体とか作ってる所もごぞいます。やっぱり透明性を持っているんな入札契約はしていかなくちゃいけないと思いますので、そういったガイドライン等々も頭に入れながら、今後研究をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

まさに今、部長がおっしゃられたのを次の質問の冒頭に言おうか思ってたんですけれ



ども、おっしゃる通り、透明性を高める為に必要であるという事を言いたかったんですけど、数年前に落札価格がぴったりという事がありましたよね、本町でも。たまたまそういう結果になったものというふうに思っております。そんな不正があったとか、今契約をする、入札する時に不正が出来るような状況では無いというのもお聞きして分かっておりますので、そういうことは無い。一切無いとは思っておりますけれども、この随意契約の在り方についても問題が出かねないというふうに思うんですね。今回、新聞報道がなされたことによって何か説明できるルール、対応、またはその今後の教訓になった事があれば、ガイドラインの策定を研究していくということではありましたけれども、何か有れば見解をお聞きしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

落札と最低制限が一致した事が過去に有ったという事でございます。それに関しましては平成28年度からランダム係数の導入を行いまして、その解消に努めてきたところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。今回の報道に関しては触る気は余りないんですけど、全国的に地方議員の契約等に関する口利きですとか、圧力等に関し話題になったりします。昨年の10月なんですけれども、もう1年近く前になるので見られた方がいらっしゃるかどうかはちょっと分からないんですけども、NHKのニュースでこれに関する特集が組まれました。その対策として放送されたのが、記録制度というものなんですけれども、業者、議員、そういう要望ですとか、そういうものに関して、来られた分を全て記録に取っておく。A4ぐらいの用紙に、様式が写真で見た感じでは様式があるようなんですけども、対応した時間帯、そしてその内容、詳しくは書かなくては良いと思うんですね。ただ、思い出せる程度の記録で良いと思うんですけども、そういうものがあるんですね。この制度を利用する事によって、毅然とした対応が出来るようになったという福井市の事例も紹介をされました。この制度によって白か黒かの判断が難しい時も確認が出来るという、そういうことでこの記録制度というのが有るんですけども、組織全体で対応していくという趣旨であるということですから、今後、住民に対して更なる透明性を確保していく為にも参考になると思いますけれども、導入されてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

長与町におきましても、この働きかけに対する取り扱いを職務に関する働きかけの記

録等事務取扱基準というのを作りまして、報告をしていただくようにしておりますので、これに基づいて働きかけがあった場合には随時報告をしているということでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

これが1つ福井市が違うのが、長与町もされてるかもしれないんですけど、この記録制度を行ってはいらるんですけど、これ情報公開されるんですよ。例えば住民が請求をしたら、その時の記録を見れるというふうな情報公開にまで持って行けるんですけども、その点は本町ではどうなってるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

そういう点も情報公開条例に基づいて、うちの方も行っていきたくて思っております。ただ、情報公開ですので、個人情報とかは含まれませんけど、公開情報条例に基づいて行っていきたくて思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。この記録制度は、確かにそのテレビを見てみた時もそうなんですけれども、議員という立場でも律するというか、自分たちをきちんと律することも出来る1つの制度でありますし、業者の方にもそう簡単には圧力、口利きが出来ない状況を実際に作って行くという制度でもありますので、研究の方をしていただいて導入の方を出来たら、お願い出来ればというふうに思います。

次に物品購入なんですけれども、余りちょっと時間が無いので、各課により調達をされているという事でしたけれども、この調達方法っていうのは、各課で差異があるんでしょうか。例えばボールペン1本とか注文するに関しても、各課でいろんな違いがあるというか、その調達方法に。何か有れば教えていただければと思いますけど。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

物品を発注する際に、発注管理簿という統一した様式がございます。各課同じ様式で利用をしております、それで納品がされた場合には、契約管財課の方まで商品と納品書と持ってきてチェックをしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

4年前の総務委員会の質疑の中で、同僚議員が最近の企業等は消耗品を一括で注文することによって、無駄を省く努力をしている。本町においてもどうなんだという質問をされました。この一括で注文するという事に関し、本町ではデメリットな部分が有るかですね、この点はいかがでしょうか。企業は出来て、役場では出来ないという理由があれば、それも併せてお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

何年か前にそういった質問も有ったようでございまして、デメリットが何かという事につきましては特に無いと思いますけれども、現実的に他市町でもそういったところも有るようでございますので、現状の研究課題として検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

いろんなデメリットの方が大きいのかなと思って、私はデメリットの部分はあるのでしょうかとお聞きはしましたけれども、前向きな感じで一括で注文が出来るのであれば、そちらの方が安くあがる部分もあろうかと思っておりますので、研究だけでもさせていただければというふうに思います。

次に消耗品の調達なんですけれども、お茶とかいろいろお弁当だったり、ビールだったり、いろんな消耗品も幅広くあろうかと思っておりますけれども、地元の業者への発注をされているというのは分かっております。しかし、物によっては特定の業者で固定をされているというふうに批判を受けましたというか、お話をお聞きしました。登録が必要であればその点もその周知をして、公平性が保たれるやり方が必要かというふうに思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

消耗品の購入等々に関しまして、以前、一括入札してボールペン1本までいくらと単価を決めてやろうというそういう研究もいたしましたけど、今いろんな業者がおりまして、1つにこれをした場合にデメリット、先程デメリットと言われましたけど、やっぱり納入が遅くなったりとか、そういったのも有ると思います。ただ消耗品自体、そう値段的には変わっておりませんので、今のところ各課に任せている状況です。購入に関してですね。そういったものを各課に任せておりますけど、先程、管財課長が申しましたように、監察行為はきちんとしておりますので、その点はきちんとラインを引いているところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この地元業者への発注ということで、私が言いたかったのは、例えばお茶とかを庁舎に持って来てもらうのにも、同じ業者がもう長くされているということで意見を伺いましたので、その点も含めて考えていただければと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時00分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、吉岡清彦議員の①職員の人事管理や職務遂行について、②土地利用の見直しについて、③高齢化に向けての対策についての質問を同時に許します。

15番、吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では、質問に入ります。その前に、先程から同僚議員から出ておりましたが、自然災害、北部九州はじめ日本全国でも有っております。また、なかなか我々には分かりにくいんですけども、テロも有っておる訳ですけども、亡くなった方々に対しての御冥福をお祈りしながら、また、復興復旧の早期完成を願っております。

3つ質問をやっておりますけども、1番が職員の人事管理や職務遂行についてでございますけれども、私も久しぶりに質問いたしますので、この世の中の動きをちょっと見てみたいと思っておりますけども、ある学校で宗教、貴族、恋愛、神秘の4つのテーマを織り交ぜて作文を書きなさいという先生が決めたということですけど、小学校か、中学校か、高校か、大学かそれは分かりませんが、そういう見出しでありました。5分もしない内に書き上げた生徒がいたそうでございます。おお、神様と公爵夫人は叫んだということですね。私は妊娠しました。誰の子か分かりません。こういう作文だったそうでございますけれども、新聞の社員が生徒の世論調査を読む度にこの西洋の小話を思い出ずとして、おお、神様と蓮舂代表は叫んだ。我が党はまた今度も愛されずに終わりました。訳が分かりません。これ、読売新聞の6月3日の記事を私が書かせていただきました訳ですけども、今日の新聞も民主党の代表が決まって、人事が載って、新聞記事等でひょっとしたら民主党前原代表に期待という大きな見出しかなと思ったら、ちょっと見てみると、民進丸でなくして民退丸とかですね、そういう記事も載ってありましたし、ある新聞では仲間の長老が、もう前原丸は沈没したとか、いろいろそういうちょっと先行きまた暗いような記事が載ってございましたけれども、これをちょっと私なりにまた読ましてもらえば、おお、神様。前原代表が叫んだ。もう沈没しました。訳が分か

りません。そういう言い方になるんじゃないかと、小話を当てればとなっております。また、世界的に話題となった東京都議会議員選挙の結果が出ておる訳ですけども。おお、神様と小池さんは叫んだ。神様、仏様、自由民主党のおかげで笑いが止まりません。しかし、この先どうなるか分かりません。そういう表現になるんじゃないかという私なりに考えておる訳です。そういう中で、我が長与町、吉田町長が幸福度日本一を挙げて当選されて2年目に入った訳ですけども、職員と一体となって住民の為に取り組んでいる訳です。事実と思います。そういう中で、おお、神様と吉田町長が叫んだ。新聞記事が出ました。なぜか分かりませんとなっちはいけないことですね。町民の為になりません。そこで、質問していきたいと思っております。

(1)として、町長以下職員が恨み心などを持ってメディア等に密かに情報提供しているのか、したのか。そういう点が1点目ですね。(2)で今回の新聞記事は記事にしてくれと行政側からやったのか、そういう点が2点目。(3)幸福度日本一を目指して人事管理や職務遂行にどのように取り組んでいるのかを尋ねてみたいと思っております。

大きな2点目として土地利用の見直しですね。限られた長与町の土地を有効に活用して、土地ということは長与町の所有じゃなくして民間も含めて、そういう土地を有効に活用して、雇用の確保や企業誘致して、税収のアップを図るべきと思うがどうか。例えば、以前話題となった東高田一帯の土地利用、そういう事が必要じゃないかと。残された長与町の最後の場所ではないかという気がいたしております。以前、質問した事が有りますけども、そのままの状態であるということでございました。その他、長与町の土地の有効利用、それを図るべきだと。その為に土地利用の見直しが必要じゃないかということでございます。

3番目、高齢化に向けて対策が必要じゃないかとそういうことでございますが、避けて通れない高齢化に向けて、これから、より身体的、精神的な対策が必要と思われるので、以下質問いたします。(1)何回か言ってきましたけども、120歳まで笑顔で健康、そういう宣言を設ける気が無いか。これによって住民の皆さんと共に健康という意識をより強くアピールして、意識を持って過ごしていく。そういうのが必要じゃないかということです。(2)が地域に根差した長与町地域住民グループ支援事業、普通、サロンと言ってますけども、この制度は私もやってる訳ですが、良い制度と思っております。全国的にもいろんな形で普及して活動しておりますけども、今後の対策をどう進めていくのか。例えば、指導者の育成対策とか、あるいは現状の実態把握調査等をして、声を聞いてより有効に活用していく。そういうのが必要じゃないかと思っております。

(3)が体力の維持として、対策として、公園やグラウンド、そういう所に健康用具を設置して、危険な物は要りませんが、そういう設置をする必要があるんじゃないかという事で。今までは、幼児、児童そういう小さな子供たちのような遊具が対象であった訳ですけども、これからは大人に向けて、高齢者に向けても必要と思うがどうかということですね。(4)が長与町が他の市町村に、県内に誇れる事業は何が列記される

のか。そういうものをお聞きしながら、また質問を質問席からしていきたいと思います。  
よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、論語から西洋の小話と、吉岡議員の例え話も更なるバージョンアップを図っておられるなどそういう感じを受けているところでございます。それではお答えをしていきたいと思っております。

まず、1番目1点目と2点目の御質問でございますけれども、地方公務員の服務につきましては、地方公務員法第3章第6節に規定がなされておるところでございます。その内容は全体の奉仕者たること、法令を遵守すること、そして信用を失墜させる行為をしないことの3つに要約出来るところでございます。この3つが法により厳密に求められ、社会規範いわゆるモラルがその職務の性質上強く求められているということでございます。また、職員の育成、意識改革、モラルの涵養は職員個人の自発性に委ねるだけではなく、組織として積極的に推進する事が必要であるとの認識の元、人材育成にも努めているところでございます。今回、議員の御質問のような事でのメディアへの情報提供や記事の依頼をしたという事は私自身、無いと思っておりますし、伺ってもおりません。また当然、そのような事はされていないと思っております。

次に、3点目の人事管理や職務遂行の取組という御質問でございます。町職員は住民サービス向上の為に日々の業務の進め方につきまして、常日頃から意識を持って改善に取り組まなければなりません。公平公正の立場で物事を考え、画一的ではなく、長与町にとって今何が求められているのか、何をすべきなのかを論理的に把握し、その実現に向けて積極的に行動する職員、また、行財政改革を行っていく上で、新たな財源を導く各種事業の展開を図れるような、町民にとりましても有用な職員の育成に繋がるよう、経験年数や職責に合わせて実施しておりますところの階層別研修、あるいは職務を遂行する為に必要な知識、技能を習得する為の専門研修等を行っておるところでございます。職員間で自主的に取り組んでおります業務改善活動にかかわらば計画があります。職員自ら改善を進める組織風土を醸成すると共に、身近な問題を改善する直接的な効果とこの取組による課題発見力や情報分析力など、職員の能力の育成を自ら行いながら、職員自身が改革意識を持ち続ける職場づくりや職務遂行にも努めておるところでございます。今後とも業務のスリム化等効率的な業務体制を構築すると共に、町職員のスキルアップによる住民サービスの向上を図って行きたいと考えております。また、適正な職員の増員や配置によりワークライフバランスに考慮した職場環境を整える事で、地域活動への参画を促し、地域とのコミュニケーションを進化させ、住民目線での行政推進に繋げて行きたいなとも考えているところでございます。

それから、2番目の土地利用の見直しというご質問がございました。本町では、土地

の利用に当たりましては、長期的な視点に立ちまして、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念としました第3次国土利用計画、長与町計画に基づき4つの地域別ゾーンを設定し、町土の有効利用を図ってまいりました。また、総合計画や国土利用計画を踏まえ、町全体の将来の都市像や地域別のまちづくり方針を定める都市計画マスタープランを策定いたしまして、個性的で快適な都市づくりを進めているところでございます。御指摘の東高田地区につきましては、国土利用計画において文化情報のゾーンと設定し、都市計画マスタープランでは町内における生活圏の中心地域の一つ、南部地域核と位置づけておりまして、既存の教育文化機能の集積を活用しつつ、複合商業施設など新たな都市機能の集積を図ることを基本方針としておるところであります。当該地区では、以前、大型商業施設の出店計画があったものの交通渋滞等への懸念から関係機関の同意を得られなかった経緯がございます。この地区につきましては、現況では市街化調整区域である為、自然環境の保全や農業生産維持に考慮しておりますけれども、今後、具体的な提案があれば、法令に基づきながら関係機関と協議していきたいとそうように考えております。

次に大きな3番目、高齢化に向けての対策、1点目の120歳までの笑顔で健康宣言についての御質問でございます。現在第9次総合計画に掲げております心身共に健やかな人を育む地域づくりの実現を目指し、健康づくりの推進に取り組んでおります。健康づくりの大切さにつきましては健康まつり、地域での健康教育等の事業を通して、住民の皆様には説明をしておりますけれども、今後は議員が言われる趣旨を踏まえた健康のまちながよを標榜した宣言も併せて検討していきたいと思っております。現在第2次健康ながよ21計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に各種事業を展開しております。近年特に力を入れておりますのが、特定健診受診率の向上と重症化予防の徹底でございます。健康づくりの第一歩は健診を受診していただき、自分自身の健康状態を知る事から始まるものと考えております。一人でも多くの方に受診をしていただくようPRを強化し、受診率の向上を目指してまいります。また、検診結果によっては、かかりつけ医への受診勧奨や生活習慣改善など一人一人の生活に合った支援を行うよう努力を進めてまいりたいと思っております。その他、地域の健康づくりといたしまして、自治会やコミュニティでの健康教育の実施、そして地域で活動する健康づくりボランティアグループの育成、支援を行っております。健康づくりボランティアグループはウォーキング大会や料理教室、運動教室などを開催し、その活動は地域で徐々に広がりを見せております。そして、町全体のレベルアップに貢献をしていただいております。いずれにいたしましても、議員が言われております住民の皆様健康という意識をより強くアピールする為にも、これからも行政と健康づくりボランティア、コミュニティ、自治会、そして老人会等々様々な団体と協働で健康づくりをする推進してまいりたいと考えております。

次に2点目の長与町地域住民グループ支援事業サロンについての御質問でございます。

本町では国の補助事業でもあります地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の一環といたしまして、地域に住む高齢者の閉じこもり予防及び交流の場を持つことを目的に地域住民グループ支援事業、つまりいきいきサロンを実施しております。現在、平成10年から活動しております嬉里谷ふれあいサロンの他、南川内自治会サロンかっちえてが本年の4月に新しく開設されまして、町内では現在19か所で地域住民のボランティア活動による自主的な運営がなされておるところでございます。各サロンは地域の住民の利便性等を考慮いたしまして、誰もが気楽に歩いて立ち寄れる場所としまして、各地区の公民館等を中心に老人福祉センター、ふれあいセンターなどで曜日や日時を定め、様々な内容で活動を行っております。サロン全体の実績といたしましては平成28年度末で利用者数が387人、内男性59名、女性328名、月1回から8回の開催で、年間389回、延べ6,921名の参加が有っております。サロンへの活動に対する町の支援といたしましては、補助金の他にサロンの要請に応じまして、理学療法士や栄養士、歯科衛生士等専門的な知識を持っていらっしゃる講師の派遣等人的支援も行っております。その他、サロンの代表者会議を開催しまして、各サロンの活動についての情報交換、こういったものを行うと共に、リーダー養成講座の開催、長与町社会福祉協議会との連携としてのボランティアスタッフの育成等サロン立ち上げや運営につきまして支援を行っております。

サロンへの補助金につきましては、現在1サロン毎に一律10万円の補助をいたしておりますけれども、サロン毎に利用者数、開催回数など活動内容が異なっております。そういうことから一律補助の在り方を含め、サロンの自主的な活動を阻害しないよう見直し作業を行っているところでございます。

今後の対策といたしましては、これまでと同様、各サロンの情報交換の場としての代表者会議の開催、リーダー養成講座の開催、長与町社会福祉協議会と連携してボランティアスタッフの育成等々サロン立ち上げや運営支援に努めてまいります。また、サロンの活動や運営につきましては、地域住民が主体となって、その活動に対し町が必要な支援を行う事を基本に、サロンへの専門的な知識を有する講師の派遣等人的支援を考えております。併せてプログラム作りにおきましても、介護事業所等との連携やリハビリテーション専門職等による助言等を実施する一方、サロンへの参加者を増やす為、看護師や高齢者宅を訪問した際に、特に男性高齢者にも参加を呼びかけていきたいと考えております。今後も引き続き、第6期介護保険事業計画に基づき、地域サロン活動の充実に向け、4月より配置しております地域包括ケアコーディネーターと連携し、多様な通いの場として活用しながら生活支援、介護予防の充実を図ってまいります。

次に3点目の体力維持の対策として、公園やグラウンドに健康用具を設置するのはどうかというような御質問でございます。公園につきましては議員御指摘の通り、高齢化が進むことを鑑み、高齢者の方々が寄ってみたい公園づくりも併せて目指してまいりたいと考えておまして、平成28年度には百合野児童公園に背伸ばしベンチ、ストレッチ



ベンチ、ぶら下がり器具等々を配置しております。現在、遊具につきましては、緊急性の高い箇所から補修等を行っているところでございますが、その中には撤去が必要な遊具もございます。その為、健康遊具の設置につきましては、第1段階としまして、先程の遊具を撤去する際に自治会の皆様の御意向を伺い、ニーズに合わせた遊具への更新について検討をしてみたいと考えております。

次に4点目の他市町に誇れる事業での質問でございます。29年度実施で町独自または他市町でも取組が少ない事業としまして、高齢者福祉事業では敬老祝金の支給、65歳以上の方への入浴補助券の支給を実施しております。介護保険事業では75歳、80歳、85歳、90歳で介護サービスを利用されていない方を対象に、看護師による訪問健康調査や看護認定の有無に関わらず、介護予防への取組を希望される方を対象にしたお元気クラブ、比較的元気な高齢者から少し虚弱な高齢者の方を対象にしました、めだか85等を一般介護予防事業として実施しております。健康づくり事業におきましては高齢者のみを対象とした事業でございませぬけれども、健康まつり、ウォーキング大会等では多くの高齢者の方に参加をいただいております。また、長与町健康づくり推進協議会は構成メンバーが男性限定と全国でも珍しく、誰もが健康で長生きできるよう町民の健康づくりに向けた事業を推進しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

いろいろ説明ありがとうございました。私なりに再質問をやっていきますけども、1番の（1）（2）これについては、私なりに無いと確信はしてる訳ですけども、一応こういう事が出たもんだから、一応尋ねておりますけども。私が読んだ本で会社の3馬鹿というのが有りましたけども、私なりに横滑りしてみると自治体の3馬鹿とか、行政の3馬鹿とかいう事も、私なりにやってみようと思うんですけど、今までも一合升の行政という事で言っていましたね。それが1つの私なりに言えば馬鹿となるのかな。2目が歯磨き行政、これがまた3目が仲人行政、それが3つになるかと思っております。ちょっとそれは後にしますけども、最近話題になった本が、若者、馬鹿者、余所者、この3つが1番役に立つ、またそういう、知ってるでしょうけども、書く時に私がちょっと頭にかすめたのが余所者っていうこの言葉ですね。私も確かに長与の生まれではございません。補欠選挙に出る時にちょっと遡ってみますと、吉岡は自民党ばってん、地元の間人やつけん、お前は余所者やつけん投票はしないと、やっぱり余所者という言葉が出た訳ですね、そういう言葉はやっぱりいただきました。それと私ちょっとテニスをやっている訳ですけども、20年位前ダブルスでCクラス位かな。ちょっと優勝、2位、3位くらいまでに入って、総合写真を撮るんですけど、Aクラス、Bクラス、Cクラスとか、男女ペア、シングルスとか、20名位役員を含めて集合写真が出来上がって、テニス協会の女子の役員が町の広報に載せてくれんかと持って行って、吉岡が写真が載ってるけ

ん載せられないと言って私の所に来た訳ですね。私も尋ねて行ったけども、僕を載せんで良いけん、黒塗りしてから載せてやってくれんですかと、僕だけの写真じゃないからね。そういう事もあって載せなかった。だからやっぱり、また余所者に対するあれかなって気もあって、そういう事を思いながらちょっと書いた訳ですけども。言うなれば、ちょっとここに書いてるように恨み心とかあるいは余所者とか、なんかちょっとそういう心があってメディアに、今までもそういう事をした事はないかってちょっと書いてる訳ですね。現実、私は、そういうのを受けて来てますのでですね。

それと2点目が、同じようなちょっと内容になりますけども、そういう事で今回のがやってないということ、町長が言いましたけど、ちょっと担当は、教育委員会になるかな。まず今までの議会の方で、特別委員会に来ていただいておりますので、町長の方はそういう事をおっしゃったけども、教育委員会としても記事の提供はしてるか、してないか。改めて聞きますので、教育委員会側に。ちょっとよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先程の町長と同じでありまして、先程、法的な事もあったように、うちの職員もそういう事は無かったと、私はこないだの特別委員会でもお話をしましたように、無かったと信じております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それで良いです。私もそれで、初めから来てる訳ですので。しかし、改めてまた僕なりにここで聞いとかなと悔いが残るから、改めて聞いた訳ですね。また今後そういうことでやっていただければ良い訳です。それで、じゃあ誰が、当然どこからの提供が無いと新聞社も書かないと思う訳ですけども、本人がしたのかという、それもちょっと後で本人に聞いてみますけども、行政がしてない訳だからね。後は本人になるかどうか分かりませんが、だから、私は安心している訳ですよ。それで良い訳ですよ。

後、だから3点目、今度はどうやって、これからまた、まちづくりを町長以下全員が本当に幸福度日本一を目指してやって行くかというのが、町長以下の皆さん方の仕事になって来る訳です。町長もはじめ幸福度日本一と上げて取り組んだ訳です。また立派な言葉です。なかなか誰もかれも出来ないようなこの思い切った言葉というのは出来ない訳ですから、後はどうやってそれを実現して行くか。もう2期目に入って、先程も出ておりましたけれども、もう中間も過ぎて来とる訳です。だから今度、どういう形でそれを今度はやって行くかが、町長の心意気であるし、またそれを受けた職員の皆さん方の中身になってくる訳ですね。だから日本一幸福度というのをやる為には、今度は町長の本気度ですね。本気度が無いと伝わらない訳ですね。そういう事をこの席で今までずっ

と聞いておりました。はっきり言いまして1期目でもいうなれば、ごみの事で先程言いましたように、一合升の中でちょこちょこやって、やったやったと言って、そして、良い事しか言わない仲人、それは今度は行政の3馬鹿って私がこの席で言いますけれども、ごみがそれが典型的な事だって今まで言ってきた訳です。だから、町長もそれが解決出来なければ名君とならないから立候補しない方が良かとか、町長辞めた方が良かって厳しい事を言うて来た訳ですけども。本当に町民の為になるそういう本気度ですね、やってもらいたい訳ですね。そうしないとただ、今までちょっと新聞に出ているようなどっかの党みたいな表面だけでまた沈没する訳ですね。はっきり言って。それでやっぱり町民がかわいそうになる訳です。そこで町長もいろんな形の中で、上げて来られました。そういうのを含めて、再度、町長のそういう気持ちを皆さん方にどう伝えてきているのか。今までもこれからも、今出たですけども、改めてそういうのを町長の本気度を聞きたいと思います。人事管理と共に職務遂行に向かっの。よろしくお願ひします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃったように、私たちはいつでも襟を正していかなくちゃ行けないと思いますし、そしてまた町民の皆さん方のお声を十分反映出来るように、それが1番大きなものではないかなというふうに思っております。だから、今いろいろ縷々おっしゃっておられる中で、職員の問題もございますけども、私も職員も同じでございまして、やっぱり襟を正して、皆さん方のお声を十分反映するような、そういった政治をする中で、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちづくりを目指していきたいという気持ちは全く変わらない訳でございまして、その中で、今から先、何をどう取り入れて行くかというのが、我々に与えられた課題ではないかと思っております。そういった意味でも皆さん方のお声は真摯に受け止めながら、きちっとした形の行動力をもって示していきたいとそのように思っています。ちょっと漠然とした答え方ですけども、そういうものでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

先程、私が若者、馬鹿者、余所者が1番役に立つという、皆さんも知ってると思いますよ。本も出てますからね。だから、私も余所者ですね。生まれはね。しかし、町長も生まれは地の人か分らんけれども、行政においては余所から来とる訳ですよ。はじめから職員として来た人はもうずっとその行政の中の、内部の人ばってん、町長はあくまでも外から町長として来た。言うなれば行政に対しては、余所者になる訳です。しかし、その感覚というのはやっぱり大事になる訳ですね。どうしても中におれば、そこで沈んでしまうけど勢いが、どうしても組織の中で、大事な組織に入れば、どうしても上



ここに書いてるように、以前、質問の時はまだそのまま何も無いという事だったんですけど、今のところそういう動きというのはどうなんでしょうか。地主たちからこういう計画をしてるから、何かちょっと相談に乗ってくれんかとか、町の為にこういう事をやっていきたいとか、そういう点はどうなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現況において地主から利用をという声は届いてはいないんですけれども、当時の出店の計画の点で申し上げますと、平成25年に当時の地権者との契約はもう全て解除をされているという経緯があるようでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

3番目の高齢化に向けての対策ですけども、120歳までの宣言というのは2回ぐらい出た事ある訳ですけども、今まで120歳っていうのが、私の基準だった訳ですけども、今もうイタリアの博士なんか130歳まで人間は生きるとそういうのを発表した事もある訳ですけども。なぜ私が120歳を言うかと言うと、100歳っていうのは、人間の細胞的な生命の組織からいうとなってるらしいですね。何回か言いましたけど、テロメアと言うのが染色体の両側にあって、それが1万個あって、それが5000個になったら死ぬって、0になって死ぬんじゃなくて5,000個になったら死ぬという。それはノーベル賞をもらった人がしてる訳ですけども。だから人間は100歳まで生きるというのは、もうごく普通にちゃんと無理なくやって行けば、行けるということ。そういうのが出てる訳ですけども、私はそういうプラス20を120年、20を加えた訳ですけども。何故かと言いますと自分自身の生き方によって、精神面とか食生活、いろんな面でやっていけばいく訳です。後は、人間というのは今、これから科学者が機械化ですね、心臓に埋め込むとか、あるいはテロメアを減らさない方法を今考えとると私は思っております。出てきてませんけどね。私なら考える訳ですけども、とかそれを再生するとか、やっぱりそういう科学者はいろいろ考えますからね、それは馬鹿者じゃないかと思う訳です。馬鹿者しかそういう事考えませんからね。それが正式な利口者になってくる訳ですね。だから、そういう人間というのが、本当の生き方プラス科学的な生き方にもなってくる訳です、現に心臓、ペースメーカーっていうのを入れたりしてきてる訳ですから、あるいは骨に入れたとか、だから本当に健康でやっぱり長生きする政策は町行政側もやって行く必要があるんじゃないかという事で、120歳と私が作って言うてる訳ですけども。だから、そこで先程の答弁では検討してみたいという表現があったみたいですけども、この120歳宣言、言葉は変わっても構わない訳ですけど、やっぱりそれに向かっていく、宣言にやってみたいということで答弁された訳ですけど、再度、

そこのところ、町長でもどちらでも良いですから、お願いします。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

再度ということで答弁をさせていただきます。健康づくりに関しましては、先程申しました第2次健康ながよ21の計画に基づきまして、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指して取組を進めてまいっておるところでございます。これは議員がお考えになっております120歳宣言と目的、思いは同じでございます。健康づくりの第一歩は健診を受診し、自身の健康状態を知っていただくところから始まります。町といたしましても健康まつり、先程言いました健康教室相談等を通じて、正しい知識の普及や実践方法を習得する機会の提供を行っています。いずれにいたしましても、議員がおっしゃられております120歳まで頑張るぞという願いを込めて、町民の皆様に健康という意識をより強くアピールし、地域に根差した健康づくりを推進する宣言をこれから検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

分かりました。力強い内容でございましたので、感謝しております。2番目としてサロン事業と申しますか、これが増えてみたいですね。減った所があるのかちょっとその所、今までやっとして、何らかの事情でリーダーが亡くなったとか、高齢化になったけん辞めたとか、そういう所があるのか、ちょっとその所、お願いします。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

1回、18か所から1か所減少し、また18か所ということで。今年4月から19か所ということで増えたんですけども、今現在、閉鎖に至った経緯っていうのはちょっと分析はしておりませんが、今後、開設したいということで5か所程相談に来てる団体もございますので、少なくとも増える可能性はあるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

1回、閉鎖したけど、また、復活したっていうそういうことで、止まったけれども、またその所が復活してきたということで良いんですか。ちょっとその所、私が心配するのは、何かいろんな事情でリーダーなんか亡くなって、もう閉鎖して、後、進まなかったってなるのか。ちょっとその所を再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程申しましたんですけれども、その1か所についてはちょっと把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

中山健康保健部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

閉鎖した所と今回の5か所が同じものかどうかは確認をしてないという意味でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

何故、私がこれを推奨するかというと、普通、我々生きていく上で、遠い親戚よりも近い地域の人たちがよく言いますよね。それと一緒に長与町も一生懸命いろんな事業をやってる、それは分かりますよね。分かった中で私、言ってますから、そういう中で地域の人たちがどういう形で、利用し易いかと言うとやっぱり側なんですよね、これがね。すぐ行ける。5分で行けるとかね、車に乗って行かなきゃならないような所じゃなくして、やっぱり身近な所にそういうのが有って初めて参加し易い訳ですね。ニュータウンの例をとりますけども、防災センターというのが在りまして、そこに福祉協議会が委託を受けてやっているめだか21というのかな。それなんかも去年から開設されて、あるいはずっと私が言ってきた訳ですね、身近な所に有った方が良いよって。大きな所で1か所がぱっととか、2か所がぱっとするよりも来易い所で、やっぱりやってみたら30名位の定員オーバーするような形で参加者がおる訳ですね。そういうことをしていかなと、こういうのをやってる、やっていると行っても行かなければだめ。行ける場所で無いとだめとか、やっぱりそういう事が大事じゃないかと思う訳ですね。その為、この身近なサロン事業なんか良いじゃないか。その為、またどうするか。リーダーとか、その人たちの育成なんかやっていって、楽しく事業が出来るように、それが大事じゃないかと思う訳です。先程やまった所があるのかと聞いたのは、どうしても一生懸命やってきたリーダーが高齢になってきます。あるいは病氣します。転宅するか分かりません。その後、そのリーダーがちょっと欠席しても出来るような体制づくりは。なかなかはっきり言って私の所も出来ないんです。私が辞めたら。集まって加勢する事は出来るけれども、やっぱり運営するっていう事はなかなか大変な事ですので、それをだからリーダーの育成とかそういうのをやっていって、継続していくようなシステムづくりをしていった方が良いんじゃないかと。先程のサロン、防災センターは富永課長なんか一生懸命やって、めだか21をニュータウンに作って、開設してきた訳ですけど、そういうのがずっと地元で張りついていけば楽しい高齢者の生き方が、姿が出来てくるんじゃないかというのが私の基本的な考えですね。だから、これからまたそういうリーダーなんかの

育成とか、あるいは会議なんかやって、横の連絡をやって、またやっていければ良いじゃないかという気しております。

体力維持の為の公園、グラウンド、特別な高い器具なんかは必要ない訳ですけども、しかし、体育館に行つてがばつとするのは大変です。どうしても車で行かなきゃならない。しかし、散歩がてら行つて、昔のぶら下がりの懸垂とかそういうのをやっていけばちょっとした事で、そこでグラウンドの中で出来るとか、そういうのがまたこれからの大人からの高齢者に向かつての健康づくりの基本じゃないかというのが、これはだから公園担当になるのか、私も分かりませんがね。1つの大きな目で一合升だけで見るとじゃなくして、全体の中での健康づくりに向かつていけばなと考へてる訳ですけども。高齢化に向かつての公園づくりという事でやっていますけど、そういうのをだから含めてこういうような答弁になったのか。ちょっと再度質問します。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今現在、28年度に百合野児童公園の方に3器具設置をいたしております。なかなか好評でございまして、背伸ばしベンチとか、先程議員がおっしゃつた通りぶら下がり器具とか、そちらの方は大変お使いをなさつてつてということでお聞きをしておりますので、先程答弁がありました通り撤去する器具が有りましたら自治会の方と協議をいたしまして、意向をお伺いをしまして、新しい器具または遊具、こちらの方の設置を検討して行きたいというふうに考へておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だいたい答弁をいただきましたので、最後の4点目、他市町に誇れる事業は何かという事で言つたら、先程1番目に120歳までの、だから今度はこれが役に立つように誇れるようなその事業になるんじゃないかというのが私なりの考へになる訳です。町長が、もう何回も言いますが、やっぱり幸福度日本一と言うのは、実際与えて、自分が感じて、それではじめて一致して幸福度日本一になる。実行力ですね、実現があつて、それがあつてはじめてなつて行くんじゃないかと、そういう気持ちでおつた訳ですけども、そういう答弁が有りましたので、今後、それが長与町の目玉になるかという気がしますが、それに向かつてやつていただければと思つております。

一応、私の質問は、これで終わりますので、ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時20分まで休憩いたします。

（休憩 15時06分～15時20分）

○議長（内村博法議員）



休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順5、分部和弘議員の①水環境について。②安全安心な町づくりについての質問を同時に許します。

8番分部和弘議員。

#### ○8番（分部和弘議員）

皆さん、こんにちは。早速、質問させていただきます。1点目の水環境について。長与川まつりのフィナーレの花火が上がり、猛暑の夏の終わりを締めくくりました。私たちの生活には欠かすことの出来ない水を、母なる長与川から恩恵を受け、これまでも、これからも大切にしていかなければなりません。そのような中、長与川の環境を誰でも飲める水、きれいな水、鯉が泳ぐ水等の水環境が必要不可欠だと思います。私たちは水無くしては生き抜くことは出来ませんし、水遊び環境も長与川には必要と思われれます。ふるさと長与川の環境推進について強力な施策展開をお願いし、以下の質問をいたします。1点目、長与川の水質保全に向けての本町の取組状況をお伺いいたします。また、長与川を取り巻く環境状況についてもお伺いいたします。2点目、親水公園を含む遊ぶ機能の充実に向けた本町の考え方についてお伺いいたします。3点目、厳しい暑さの中、水需要は夏季を中心に上昇傾向にあると思いますが、今後の水需要及び設備の稼働、更新状況についてお伺いいたします。2点目、安全安心な町づくりについて。町の安全安心については、幅広い観点から継続的に取り組む必要がありますが、広範囲な課題であり項目を限定して質問してきました。今回は、私たちの日常生活に影響する有毒生物等について質問いたします。全国的に広く生息する有毒生物等は住民の生活動線の中にも入り込んできています。そのような中、各地で有毒生物等の被害が報道されている現状で、本町の有毒生物等に対する考え方をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

#### ○議長（内村博法議員）

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、今日、最後の一般質問の質問者であります分部議員の御質問にお答えをいたします。1番目1点目、御質問の長与川流域の水質保全の主な取組及び環境状況といたしましては、水質汚濁の防止及び水質保全の為、町内の河川18か所におきまして水質検査を年3回実施しております。それと共に、河川等で発生するごみ等の回収についても適宜実施をしているところでございます。また、町民一斉清掃や大村湾沿岸一斉清掃、川清掃や鯉の放流及び各地域での美化活動等、町民の皆様に御参加をいただきまして、環境保全への参画及び告知、周知啓発を図っているところであります。飲料水の観点からは、河川水を水道水の主要水源としておりますところから、水質変化の早期発見に努める為、水道法の規定により浄水場付近の表流水の水質検査を定期的に行っているところでございます。なお、長与ダムにおきましては、水質悪化防止策としまして藻類

を抑制する間欠式空気揚水筒やアオコ除去装置の設置等によりまして、水質浄化に努めておるところであります。また、下水道関係では健康で快適な生活環境と水域の水質保全を図る為に、未水洗化世帯への切替の啓発、施設の計画的な整備に取り組み、生活排水や河川の浄化に努めておるところであります。本町では昭和40年代後半から公共下水道の整備等が開始をされてきたところでもありますけれども、現在下水道の普及率は99.4%と極めて高い状況でありまして、長与川の安定した水質向上の大きな要因の1つとなっております。この長与川の水質検査の状況といたしましては、水質の代表的指標でありますところのBOD等の検査項目につきまして基準値を大幅に下回っておりまして、様々な施策と町民の皆様の環境美化活動に係る御協力と意識の向上により水質の改善が図られ、安定した水質が維持されている状況でございます。長与川の支流の本川内、平木場、丸田、嬉里、岡地区などの一部では、清流にしか生息しない蛍も生息しているところもございまして、町民の心と目を楽しませる良好な自然環境もでございます。また、長与川には様々な動植物や昆虫が生息をしております、一定の生態系が確立しております。この生物によるろ過機能による水質改善も図られている状況と推測をしているところでございます。なお、昭和57年の長崎大水害により長与川、高田川、平木場川等の随所で決壊、氾濫が起り、川岸がえぐり取られる等大きな被害が出ました。その後につきましては、川の拡幅と川底の掘削や護岸工事等によりまして、決壊等の大きな被害が発生していない状況でございます。しかしながら、近年の集中豪雨により各地において河川の氾濫等による様々な被害が多数発生しております、治水と利水等を含めた総合的な川の環境整備に取り組んでいかななくてはならないと、そのように考えております。

次に2点目の親水公園を含む遊び機能の充実に向けた考え方についての御質問でございます。長与川の親水公園は川や水に触れ合い、川や水に親しみを感じていただく、そういった事を目的に長与川を管理している長崎県が担っております。現在のところ、水遊び環境の改修等についての予定はございませんけれども、今後も草刈りなどの維持管理に努めてまいりたいと考えております。親水公園が子どもから大人まで水遊びが出来る場所として親しんでいただけるよう、改修等が必要な案件につきましては今後も関係機関と協議をして進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の今後の水需要及び設備の稼働、更新状況についてのお尋ねでございます。今後の水需要におきましては、平成26年度に策定をいたしました水道事業中長期計画によりまして、その指標である給水人口及び給水量について予測推計を行っております。結果といたしまして、開発等の影響によりまして今後改善が見られますが、高齢化世帯及び単身世帯の増加あるいは節水機能の普及等を要因として、平成32年度をピークに再び減少傾向となるのではないかと、そういう予測をしております。設備の稼働、更新状況についてでございますけれども、施設の利用状況は総合的に判断する指標でありますところの施設利用率につきましては83%となっております、効率的な稼働状況で

あるのではないかと考えております。更新状況についてでございますけれども、浄水施設、送配水施設及び付随する機械、電気整備につきましては高度成長期に整備したものが多数ありまして、更新の時期を迎えている施設等につきましては、適宜更新を行っておりますけれども、今後も水道事業の安定的な運営を行う為、施設の統廃合を実施することで維持管理費用や投資費用の圧縮等に努め、老朽化しました施設につきましては中長期計画に基づきまして計画に更新を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に安全安心な町づくりについてということで、2番目の有毒生物等に対する考え方についてでございます。国、県は、日本での従来から生息する毒を保有する生物も含め、近年問題となっております特定外来生物につきましては、様々な生物を指定し、捕獲、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、そういったものを制限いたしまして、規制や制限、防除の促進、輸入品の検査等の強化に努めているところでございます。本年につきましては、御案内の通りヒアリの発見が報道等で取り上げられ、問題がクローズアップされていることは御承知の通りでございます。外来種等につきましては、ペットとしても多く利用されている等、私たちの生活と密接に関わっていることから、国におきましては国民一人一人が外来種問題を認識してもらい、外来種被害予防3原則、つまり入れない、捨てない、拡げない、を遵守することを提唱しまして、被害の予防に関する注意喚起を実施しているところでございます。町といたしましては、町内に従来から生息しておりますマムシやヤマカガシ等の危険生物に加えまして、ゴケグモ、ヒアリ、マダニ等につきましても県と連携を図り情報の提供やその対策等につきまして、広報やホームページ、ポスター等を通じまして啓発を行ってきたところでございます。県内におきましては平成26年にハイイロゴケグモ、昨年度と本年度におきましてはセアカゴケグモ等が発見されておりますが、今のところ人的な被害はない状況と確認しているところでございます。今後につきましても、国や県や近隣市町からの情報、そういったものや対策を的確に収集いたしまして、危険生物や外来生物等による町民の皆様への被害の防止や安全の確保を進める為、広報やホームページ等で積極的にお知らせをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは通告順に従いまして再質問させていただきたいと思っております。まずは水環境についての1点目、水質保全関連ですけれども、まず、はじめに町長の方にお伺いしたいと思っておりますが、きれいな水、そして澄み渡る長与川ですけれども、今の長与川の現状を見て、町のトップであります町長の長与川に対する思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

川ってというのは、その町の顔って言いましょうか。だから、いろいろな地域に出かけて行って、その川を見て水を見れば、その町が分かるというふうに言われております。私もそういう意味では、長与川に対しては敏感に反応しておるつもりでございます。そういう意味では非常に皆さん方の美しさとか安全とか、そういったものに対する思いが、町民の皆さん方の思いが強うございまして、長与川を綺麗にしていこうというような気持ちを強く感じます。だから、長与川まつりなんかで一斉に鯉の放流をしたりしますが、その時に地域の方々が来ていただきまして、そして清掃も一緒にさせていただいております。そういう意味でも、川の安全安心、そして美しさを保っていくということは、本当に町の最もやらなくてはいけないことじゃないかなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町長もやはりきれいな環境というふうな形で思っているということだと思いますけども、じゃあ実態はどうなのかとした時に、また何が課題であるのかと思うところがあるんじゃないかと思えます。そういう意味では、やはりきれいな環境を維持向上するには管理者であります長崎県との十分な連携が必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、現状、長与川の環境保全に向けて、維持向上するに当たって、どういった連携をされているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

長与川の維持向上につきましては、当然、長崎振興局の河川課の方に要望いたしまして、その分については随時、協議を重ねておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

協議されてるということですけども、その時、町の意見がスムーズに取り入れられるのか。あるいは、ちょっと待てよとそういった感じになってるものかと。やはりジャストインで、スムーズにそういったものを取り入れていただかないと、より保全管理に繋がっていかないのかなと思いますけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

水質保全についての要望につきましては、まだ今のところ、例えば浚渫であるとか、そちらの方につきましてはまだ要望はしておるんですけども、なかなかというところで

ございます。例えば護岸の工事とか、そちらの方については、もしそちらの方があれば当然すぐ対応してくれると考えているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

やはり県の対応となりますんで、是非、町の意見がスムーズに取り入れられるようにそういった働き掛けも重要になってくるかなと思いますんで、そこら辺はしっかり申し出ていただいて、意見していただけるようお願いしておきたいと思います。

次に長与川の水質関連ですけども、やはり常にきれいな水環境を意識しているのかなと思いますし、そういった中で、よりきれいな水の保全に向けて新たな取組等有れば、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

新たな対策と言いますか、対応というのは特に思い付かないんですが、長年に渡って先程町長答弁の方でも有りました通り、下水道の整備、これが1番重要ではないかと考えております。昭和40年代から長崎県下の自治体では1番先じて下水道の整備を行ってきたのではないかと考えます。そのような経過もありまして、水の指標でありますBODというふうな、町長の方からの答弁が有りましたけども、生物化学的酸素要求量という環境省の基準が有りますが、この数値につきまして長与川流域の18か所の検査結果の平均をずっと出しているんですが、平成8年が2.83、平成18年が1.24、平成28年が0.7という検査結果が出ております。この基準値が1リットル当たり3ミリグラムという基準値がありますが、ここ数年この0.7から0.9ぐらいの間で安定して低い数値を推移しております。新たな対策として何かというのは特にちょっと環境の方からは無いんですが、やはりあの住民意識の向上ですね。川にごみを捨てないとか、それから生活排水についても油等を流さないとか、そういった家庭の中からもできる啓発活動を押し進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今の水質検査関係、情報公開もされているようですけども、そういった中で町民がその情報をぱっと見て、どうなのって言われた時に、安定はしてるって今言われましたけども、見た人に関してはこれ、ただの数字だけですもんね。その時の数値だけしか多分記載されていないのかなと思いますんで、そういった事が経過的に載せていただければ、より長与町の今、水の環境が良いんだというふうな形で見るともしっかり見れるのかなと思いますんで、そこら辺は工夫して情報公開の方もしていただければ良いかなと思います。

ますんで、より一層情報公開の改善をされて住民に分かりやすい公開としていただければと思います。

次の質問に入ります。長与川の環境についてですけども、特に大雨や梅雨時期あるいは夏時期について、下流域に住む住民にとっては川の水と海水が融合する場所で特有の匂いに敏感な方もおられるんじゃないかなと思います。この匂いに関して周辺住民からの苦情等はないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

先程言われた岩淵堰周辺の異臭につきましては、現在のところ町民の方からは別段そういう要望等は有っておりませんが、以前は県の方からそういった問い合わせがあったという事例がございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部委員。

○8番（分部和弘議員）

町では情報は無かったという事ですけども、私は地域の皆さんの声を聞いて、こうして情報を得ております。また、このような一般質問の形で地域住民の問題解決の1つとして提案してるんですけども、そういった中で先程の県の関係は、私の方が県の方にも話はしておりますし、水質の方も県の方にお伺いしてますけど、まだ回答は来てない状況だったんで、多分その事かなと思うんですけども、こういった情報を得るといことは、その匂いに関して末端まで情報が伝わってないんじゃないのか、今までやった施策の中身の内容がですね。そういった意味では絶対に見える形で、これ住民に示していかなければならない問題かなと思います。1番末端の方々がそういった事で匂いに敏感になってるとい情報も入ってるんで、そこら辺は是非、県と協議していただいて、どういった調査をやって、どういった対策を打ちますというような形で、町民の末端まで届くような施策の展開をしていただきたいと思っておりますけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

議員おっしゃる通り、情報の提供というのは重要でございます。今回の件におきまして、そういった県からの問い合わせがあった後、すぐ現地の方を確認させていただいた状況でございます。その時には異臭につきましては確認出来なかったんですけども、聞き及んだところにおきますと水量が多い時、そういったケースで異臭がするということでございますので、雨天等も含めて定期的に現地を確認しまして、対応が必要であれば、県とも協議をしながら対応策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非、見える形での対応ということでやっていただきたいと思いますし、この問題に関しては継続して、私、確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。また過去に同僚議員が、これはもう何回も質問していると認識しとるんですけども、現状で長与川の水質に悪影響を及ぼすような要因は何かあるのか、また現在そういった要因があつて、長与川について水質に悪影響を及ぼす対策は取られているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

水道局としましては水道水の主要源水としての長与川の方策ということで、先程町長答弁でもありました通り長与ダムの水質、長与ダムにつきましては長与川に最終的には流れ込むということでございますので、アオコとかそういったカビ臭を発生する物質が発生しやすい長与ダムでの水質対策ということで、アオコ除去装置、揚水筒、そういったものの設置をして水質浄化に努めている状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

1点目については、以上で終わりたいと思います。

次、2点目の親水公園を含む遊ぶ機能の充実に向けてということで質問をさせていただきたいと思います。長与川は上流から下流にかけて、特に親水公園、駅の所から長与中央橋の飛び石の所まで現在整備されておるかなと思いますけども、現在のこの公園の状況がどのようになっているのか確認はされているのか、また管理者との情報交換はどのようにされてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

親水公園の、先程御指摘がございました長与駅前橋下、それと長与中央橋下、こちらの親水公園につきましては、当然、随時現場の方を確認して水の流れ等々については確認をいたしております。それと先程答弁でありました通り、草刈り等々も、例えば1か月1回というのはなかなか難しいところでございますが、随時草刈り等はやっているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

親水公園関係、飛び石関係見れば、若干子ども達が遊んどるかなと思いますけども、見ない時は見ない環境かなと思います。そういった意味では子ども達から大人まで遊べる、要は癒される空間の確保ですね。それをすることによって空間の演出も出来るということだと思いますけども、例にとれば、長崎市中島川、めがね橋はちょっと除かせていただきますけども、あそこはきれいに整備されて人が集まる環境にあります。めがね橋を除けばですね。その昔、そこら辺に住んでた住民にお伺いしますと、匂いがして汚なかったと、整備される前はですね。そして長崎大水害等もあって、そして暗渠の関係があって、きれいに整備されてますけども、長与川、中島川、環境の違いはありますけどもやはり計画的に管理者とそれぞれしていただいて、観光地のそれはあろうかと思えますけども草1つ川岸に生えてないんですよ、よく見れば。長与川まつりの前、1週間前に私見に行きましたけども、しっかりとシルバー人材の方が草刈りをされておりました。暑いですね。その時だけじゃなくて、やはり計画的に長期的視野の元、1年1年しっかりと人が、長与町民が遊べる水辺の環境を作っていただきたいと思います。すぐ1年、2年でやれって言うようなことは出来ないと思いますけども、やはり長期的視野に立って、きれいな遊べる空間の演出もしていただきたいと思いますので、そこら辺をよろしく願いしていきたいと思います。それで、やはり遊ぶ環境が出来たら、そこで遊ぶ人たちの安全安心も確保しなくちゃいけないと思います。これ新聞等に掲載しましたが、長崎県が管理する河川に関して水位計が設置されていない箇所もあるというふうな話も新聞に掲載しておりました。そういった中で所管に確認したら、長与川と南田川内川は水位計が設置されてるということでしたので、是非、そういった遊ぶ環境の演出をされるなら、安全安心に過ごせる環境も同じくやっていただきたいと思いますので、ここも併せてお願いしときたいと思います。

3点目の質問に入りたいと思います。先程の回答で水需要及び設備に関しては十分理解をいたしましたので、その他、この水道事業を継続していく上で、現在それぞれ節水型の家庭用機器、ペットボトル等の普及、そして近い将来人口減少を見据えた中で、今後の水道料金の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

水道料金につきましては、昭和63年以降値上げは行っておりませんで、低料金で経営を維持してきて、今のところ、均衡は保たれているという状況でございますけれども、今後のシミュレーションを行った結果は、現在のところ料金改定が今すぐに必要ではないという結果が出ておりますけれども、今言われたように水需要は今後減少する中で、料金収入も減少するというふうな見込みがございますので、その料金設定が適正かどうかを常に意識しながら経営を行っていく必要があるということで、今後も財政シミュレーションをしながら健全な経営を維持する為の料金体系の改正の時期を見極めていき



いと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

より町民に負担の少ない形で、長期間提供出来るようにしていただきたいと思いますし、それをやるには水道事業における組織のスリム化も考えなくちゃいけないと思いますし、設備投資による費用対効果の期待も上げていかなくちゃいけないと思いますので、そこら辺も含めて、中長期計画の中でしっかり生かしていただきたいと思います。

次に、町内にある近隣自治体の設備についてお伺いしたいと思います。水道事業関連で高田郷の一部の地域は長崎市の供給を受けて設備等有りますけども、その他に長崎市等々の設備、町内に有ろうかと思えます。そこら辺の状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

水道事業につきましては、各自治体が収支バランスを取りながら運営をしているところでございますので、各自治体の施設につきましては各自治体が所有をしているという形で運営を行っているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それは分からないで当然かなと思えますけども、岩淵堰の隣に面した所に長崎上下水道局の設備が有ろうかと思えます。これは御存じだと思いますけども、話に聞けばその昔、長崎市が水が足りなくて必要な時に浦上水源地に送ったという歴史をちょっと確認したんですけども、そうならば、結局第1浄水場近くと浦上水源地は繋がってるのかなと簡単に思えますよね。そう思ったらすね。今現在、長与川の取水と地下水との併用で町内の水を供給されていると思えますけども、そういった中で地下水と併用しか今後考えられていないのか、長与川の取水だけでは足りないのか、やはり2つでやっていかないと町内の水は不足するのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

議員御指摘の通り、現在、取水につきましては河川水と地下水を併用して使っております。水需要計画に基づきまして取水をしている状況でございます。今後の取水の状況でございますけれども、5年間確認をしたところ、河川水からの取水が増えております。その要因といたしましては開発等による給水人口、配水量の増が考えられる訳です

けれども、今後も基本的に安定給水をするには、やはり河川水の増量というのが1番かと思しますので、そういったその河川水の水量の増量が出来ないか、そういったことで河川の流量調査を行うと同時に予備水源としてのボーリング水、地下水を今後も予備水源として使用出来ないか、場所が無いのか、そういった可能性調査も含めて今後も河川水と地下水の併用で運営をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

その所は分かりました。そういった中でやはり河川からの取水が増えてるということですので、今さっきの長崎市の設備がそこにあって、早い話、第1浄水場近くと浦上水源地、繋がってるんですよと思えば、貰えるところは広域に連携していけば良いのかなど。1つの考え方でありまして、とうに長崎市は浦上水源地に送った取水の件も放棄してるというような話で、長崎県に伺ったら、ちょっとまだ回答来てないんですけども、長崎市が取った分の全部はいかないけど、少しは大丈夫じゃなかとかかなというように話も伺っておりますので、そういった取水量を増やしていけば不安定要素の地下水に頼らなくて、1本で出来ていくんじゃないかと思うんですけども、そこら辺をどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

議員が申された岩淵堰の所の長崎市の施設ですけれども、あれは伏流水を取水するというので、要は河川の水量が多い時、臨時的に取水をするという施設でございまして、常時取水をするような施設では無いということで、現在長崎市も取水をして無いという状況であると考えております。また水源地の分につきましては協議をしていないのでよく分からないんですけども、水利権の関係で少し難しいかなど。それから浦上水源地から取水をするようになりますと取水施設であったり、導配水管、そういった施設の整備が必要でございまして、多額の資金も掛かるということで現状といたしましては、やはりこの河川水とボーリング水、そういったものを開発しながら、今後の水需要に備えていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部委員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろなケースも考えられるのかなと思いますし、不安定要素の地下水だけにボーリング調査をして、地下水を取っていくというのであれば、地下水が止まった場合どうなるのという不安定要素も有りますので、そこら辺は十分考えながら、これからの事業につけ加えていただき、超えるハードルも高いかもしれませんが、そこら辺は十分

検討していただいて出来る範囲、安心安全と安定供給に向けて頑張っていたきたいと思います。そういった事で最後に長与川の現状を見た時に、本当にこれで良いのかと思うところが有るんじゃないかなろうかと、町長、思うんですけども、そういった中でやはりきれいな環境を作り出すには多くの時間と経費が必要になってくるんじゃないかなろうかと思いますが、この水に頼ってこの川と共に成長してきた長与町だと思っています。そういった長与川の環境保全に目を背けるんじゃないでしてしっかり注視して、きれいな環境を作っていたきたいと思いますし、その環境が整えば、長与町はまだまだ繁栄するのかなと思っていますので、職員の皆さんによろしく願いしておきたいと思っています。

続いて大きな2つ目ですけども、安全安心について再質問をさせていただきます。全国各地の状況等は今、回答の中でいろいろお話ありましたけども、長崎県下も含めてこの長崎市及び時津町近隣自治体との状況、後は情報の連携等はどのように確認されているのか、もう全然何もされてないなら、されてないで回答していただいても構いませんけども、そこら辺をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

近隣の市町との情報の連携等は現状行っておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

行っていないということですので。この有毒生物等については、やはり変に慌てるんじゃないでして十分な理解の元、町民そして行政、すぐ対応出来るような体制の構築が今は必要かなと思います。そういった中でも、また今起きたこういった関係で、早かよね質問と思う方もいるのかなと思いますけども、6月に、私、安全安心のテーマで質問をしました。その中でJアラート関係、町民の有事に対する保護関係に質問をさせていただきましたけども、先月Jアラート発動されました。国民保護サイレンも鳴り、そして、これが鳴った地域の方々はどう逃げれば良いのかというような話も、メディア等で伝わって来たのかなと思います。あれも本当はまだまだ先の事かなと、起こらないのじゃないかなと皆さん思ってたかなと思います。それが現実的に起こってJアラートのトラブルもあっておりますし、市民の皆さんがどこに逃げれば、こういった行動をするべきか、何も取れなかったというような話も伺っております。そういった意味では、やはりそういった対応が出来る住民への周知と理解、これはやっとなかないと手遅れになってしまうんじゃないかなと私なりに思います。そういった意味ではしっかりと周知活動広報活動、力を入れてやっていただきたいなと思います。そういった中でヒアリ関係になってきますけども、長与港関係ですけども、船舶の入出航があつておるかなと思います。そういったところの情報はどうに出ているのかお伺いしたいと思っています。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

長与港というか、ふれあい広場横それと西側埋立、こちらの方の着岸につきましては、全て町の方で申請等々を受付等々やっているところでございまして、申請を受付ける時に当然、前どこの港にいたのかという事の記入、それと今からどこに行くのかという事の記入、それを当然行っておりまして、現在ふれあい広場横、こちらの方が西海市とか壱岐沖、こちらの方から来てるという事で、一応記入の方があっております。西側埋立の方は着岸例はございません。こちらの方はございませんので、有っているのはふれあい広場横の着岸というところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

船舶関係理解しましたけども、もう1点だけちょっと確認させていただきたいんですけども、定期便じゃないと思うんですけども、やっぱり履歴を求めるのであれば船舶はどこの港にも行くのかなと思います。そういった履歴関係は入手されているのか、ただ長与町とそこのA地点ならA地点の定期的な運行だけの履歴なのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘の通り、その場所、先程言いました西海市と壱岐沖、こちらの方と行き来、他にどこも寄らないと、そこから直接こちらに来るという事で、こちらの方を明記されております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

次に、学校関係に1点だけお伺いしたいと思いますが、夏休み関係、子ども達も海や山へ遊びに行ったのかなと思いますけども、そういった時に有害生物等の被害等が無かったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御質問の件につきましては報告は上がっておりません。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

上がってないという事で安全に過ごされたかなと思いますけど、是非、学校の方も保護者、地域の皆さんと十分連携が必要かなと思います。子どもにとっては、これが危ないのか、毒を持っているのか、持っていないのか、1番分かるのはやはり昔経験した高齢者あるいは地域の方かなというふうに思いますんで、そこら辺の情報の連携を密にとっていただきたいというふうに思いますし、佐世保市の方はマダニ関係で2名の方が死亡されたということで、市民向けに研修会等も開催されていると新聞等に載ってましたんで、そういった教育の機会があれば、長与町も取り入れていただければなと思いますし、こういった四類感染症、マダニ関係、位置づけられていると思いますけども、そういった中でやはりもう7月時点で昨年度を上回る死亡者が出てるという事なんで、こういう経過が必要であるということで報道されておりましたけども、やはりマダニ関係は特效薬がないということになります。そういった意味では虫が多く生息する草むらや藪に入る場合はやはり長袖、長ズボン等そういった形での周知、そこが1番気になって来ようかと思えますんで、そこら辺も十分な徹底をしていただいて、長与町が安全で安心して住める町となれるようお願いしておきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会 16時06分）